

平成23年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成23年 9月15日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 原 田 寿賀美 君
- 12 番 松 村 篤 郎 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 小 田 耕 治 君
- 15 番 山 田 均 君
- 16 番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（1名）

- 6 番 村 山 良 夫 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸
書記	上林潤子

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・篠塚信太郎君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

会期中、本日までに各常任委員会、特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組、録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告いたしておきます。

なお、村山良夫議員より、本日の会議を欠席する旨の届け出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、横山 勲君の発言を許可いたします。

1番、横山 勲君。

○1番（横山 勲君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成23年第3回の京丹波町議会定例会におきます一般質問を、先に通告いたしました内容に基づきまして、お尋ねをしてみたいと思います。

まず最初に、寺尾町長を初め、畠中副町長、また幹部職員の皆さん方におかれましては、6月30日以降、約4カ月に及びます長丁場の中で町長と語るつどいを22会場で精力的に

お取り組みをいただきましたことに、まず最初に敬意を表したいというふうに思います。大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでございました。それぞれの会場で出されました質問だとか、また意見、さらに提案につきましては、適切なフィードバックを求め、提言をされました内容につきましては、今後の施策に反映をしていただきますことをお願い申し上げます、質問に入ります。

それでは、最初に、京都・丹波食彩の工房についてお尋ねをしてみたいと思います。食彩の工房は、山村地域であります竹野地域の経済と産業の活性化、雇用創出、これらをもとに町農業を元気づけることを目的として、さらに土地住民と農村の体験型交流施設として、当時の丹波町が平成10年と平成11年の2カ年事業で総事業費を3億9,000万円を投じ、町の直営で業務が開始をされておりましたが、その後、平成19年4月1日より、指定管理者制度により業務は実施され、農事組合法人清光ファームといづつ屋に当時1,500万円の指定管理料が支払われ、業務が引き続かれたところでもございました。その後の平成22年4月以降も継続をして丹波清光ファーム、いづつ屋に指定がされまして、本年平成23年度の指定管理料は940万円を最高限度として、業務の委託がされておるところでございます。私は、この再契約に際しまして、平成21年12月の定例会であったように思うわけでもございますが、指定管理者の指定についての議案採択に際しまして、契約書だとか仕様書だとか、あるいは協定書などが遵守され、真に公の施設として管理・監督され、指定管理者の指定の委員及び管理運營業務の実施に当たって求められます公共性についての認識を求め、合わせ、地域住民からも信頼され、愛される食彩の工房として、蘇りますことに夢を託し、賛成討論したことを記憶をいたしておりますが、その後、2カ年近くを迎えましたことからいろいろお尋ねをしてみたいと思います。

まず最初は、指定管理者制度におきます基本協定書は誠実に履行がされておりますのか、また、管理・検証はできているのかについて、3点についてお尋ねをしてみたいと思います。

最初の1点目でもございますが、1点目は、食彩の工房設立の目的や、公共性の認識を基本とした契約書、基本協定書が提携されておると考えますが、仕様書の15条に業務計画書の提出と、16条に業務報告書の提出が義務づけられておりますが、これらは誠実に提出がされる的確に履行されているのかお尋ねをいたします。また、17条では、業務実施報告書等の確認をいたしますために、業務の実施状況や施設の管理状況を随時、物件に立ち入る、また業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の支出の収支状況などについて、説明を求めると規定をいたしております、町は、これを確認することと規定をしておりますが、実施され

ております内容について具体的にお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、18条で条件を満たしていない場合には、町は業務の勧告をするとも定めておりますが、勧告された事実はあるのか、またあるとすればその内容についてお尋ねいたします。

3点目として、これらの検証結果につきまして、報告・公表がされた形跡が見当たりませんがなぜなのかお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、答弁してまいります。

毎年度の業務計画書、あるいは業務報告書につきましては、基本協定書に基づきまして、提出をしていただいております。また、業務の実施状況等の確認につきましては、基本協定書では、物件に立ち入ることができる、あるいは説明を求めることができるとなっていることから、必要に応じて製品の生産や販売状況、あるいは加工体験の受け入れ状況や新たな取り組みの企画などについて、聞き取り、あるいは協議を行っているところであります。

2番目で、指定管理者に対しましては、先ほど申しましたように必要に応じて、聞き取り等を実施しておりますので、仕様書等の条件を満たしていると判断をいたしております。したがって、業務の改善勧告は行っていないということでございます。

さらに検証結果等について、公開を目的とした検証ではございませんので、指定管理者に対する助言、指導という観点で検証を行ってまいりましたので、検証結果の報告、公表は行っておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） ただいま必要に応じて検証をしているというご答弁をいただいたわけですが、私が思いますのに、本来の指定管理者制度の考え方からいたしますと、1週間に一度、あるいは最低でも月に一、二度はどのような運営がされているのか、食彩の工場の設立の目的や地域のかかわり合いがどうであるのか、現場踏査を踏まえ、点検され、検証し、指導し、それに基づいて、見直しをする。そういった考えでなければ、指定すれば業者任せでは、公の施設を管理するという事にはならないのではないのでしょうか。真の目的に沿った公の施設として、指定管理の基本に立った検証と指導、監督が、ただいま答弁いただきましたが、的確にできていると感じられているのか再度お尋ねをいたします。

合わせまして、確か先月の8月10日であったというふうに思うわけですが、産

業建設常任委員会が主催をして、朝来市の道の駅に視察に行っていました。その中で研修を受けました内容では、朝来市とそれぞれの道の駅との事業体が常に一つの団体となって、一体的に事業に取り組む姿勢と、その運営管理の考え方に大きく実は感銘を受けて帰ってまいりました。その姿がまさに指定管理者制度のそこに意義があるというふうに私は思いますが、この担当常任委員会には、担当課の課長も同行をいただきましたので、もし担当課長からの感想があればお尋ねしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 先ほどのご質問にありましたように、産業建設常任委員会におきまして、朝来市の道の駅のほうに視察をされまして、それに同行させていただきました。いずれも、自動車道の道の駅物産販売施設として、また飲食サービス提供施設として、立派に運営がなされておりました。食彩の工房とは道路交通面、環境面で異なりますけれども、都市住民との交流ですとか、そういったことを目的に農産物の販売も行っておられまして、見習うべき点は多いなというふうに感想を持った次第でございます。また、指定管理の運営に関しましても、利潤等の差はございますけれども、その考え方にも一つ勉強になったなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、的確であるという判断をしているということと、今、課長が申しましたとおり、本来、地元でできるだけ運営してもらったらうれしく、基本的には思っております。また、指定管理者制度にのっとなって、公募をしますので、そのとき、ぜひ地元から手を挙げていただいたら結構だと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 町として、適正に的確な指導管理監督の見直しをされているのか、公の施設とは何なのか、疑問点も私は実際残ったわけでございますが、次の質問とも関連がありますので次の質問に移ります。

食彩の工房の設置及び管理に関する条例、第3条で定めております5項目のうち、4点の業務について、適切に履行されていると考えられておりますのか、これは本件については、それぞれの項目ごとにお尋ねしてまいりたいと思います。

最初は、地元産農畜産物の加工及び販売に関する業務の内容についてであります。地元産農産物の範囲といえますか、こういった農産畜産物が現在はあるのか、それは何なのか、ど

の程度利用されているのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、食彩の工房では、乳製品、あるいは黒大豆の加工品、肉加工品を扱っております。

まず、乳製品につきましては、町内畜産農家の優良な生乳を年間1万8,228リットル使用し、良質でこだわりのある牛乳、あるいはヨーグルト、アイスクリームなどを加工しているところであります。

次に、黒豆製品につきましては、黒豆煮、あるいは黒豆みそ、きなこ、黒豆茶などがあります。仕入れ量の関係では、町内産のみとはいきませんが、京都産のものが年間約750キロ使用されております。

また、肉加工品につきましては、ハム・ソーセージがあります。町内に養豚場を持つ業者から年間約150キロ仕入れられて、加工されているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） ご答弁をいただきましたのですが、私は、私の知っている範囲で申し上げますと、町長からご答弁をいただきました内容にもよるわけですが、黒豆なども農協からの購入になっておられるのではないかというふうに思うわけですが、本当に竹野地域の販売物を考えますときに、竹野地域として何があるのか、設立目的は竹野地域であったというふうに思うわけですが、その辺の見解についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、値段交渉になっているのではないかというふうに理解していません。振興を目的としていることを指導していないわけではございませんが、今、申しましたとおり、京都府内産という表現になりました。できたら、京丹波町産、あるいは竹野地域産ということをご指導はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） ただいま、ご答弁いただきましたように、ぜひ一つ、的確な指導・管理・監督を要望をいたしておきます。

2点目に移ります。体験交流事業について、それぞれの業務は適切に果たされていると感じておられますのか、合わせてこれらの事業といいますが、業務の内容についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 都市農村交流事業につきましては、代表的な取り組みとしまして、前年度実績で1万人を受け入れている黒豆の枝豆もぎ取り体験、あるいは地元子ども会などが延べ約800人を受け入れてもらって、アイスクリームなどの加工体験教室があります。最近では、町内加工グループとの連携による加工体験の受け入れ、あるいは地元下村区の村おこし組織との連携による田植えや稲刈り体験の実施、町内の中学校の農業体験学習の受け入れなど、さまざまな取り組みが実施されております。このように新たな取り組みを企画するなど、それぞれこういうように努力いただいているかと評価しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） ただいま、町長からは評価をしておるといふご答弁をいただいたわけです。竹野地域の多くの住民の皆さん方の食彩の工房を見ます目は、私は冷え切った見方が大半ではなかろうかなと私は思います。今もお話ありましたが、黒豆のもぎ取り体験等、実施をされておりますが、実質的な主体は、食彩の工房から、工房が設置されております付近の特定の黒豆農家への軸足が移っているのではないかと思います。いわば、食彩の工房は、私の目から見ますと、主催者から協力者になっているのではないかと感じておりますがお尋ねをいたします。

都市住民との交流体験事業を実施する主催者はだれなのか、複雑な関係の中で、付近の住民同士の複雑な葛藤もあります。逆にそのことが地域の感情を悪くしております実態もうかがえるところでございますが、仕様書第4条の第5項、特定の個人及び団体に対し、有利、あるいは不利になる取り扱いの条項に抵触するようなことはないのか合わせお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、結論を先に申し上げておきます。そういう特定の団体、あるいは個人に有利、あるいは不利になるような取り扱いになっていないというふうに理解をしております。農業体験教室は食彩の工房が主催となって実施されております。また、黒豆の枝豆もぎ取り体験につきましては、地元農家さんと食彩の工房との連携事業として、実施いただいているところでありますし、さらには食彩の工房としても、今後地域に根差した取り組みになるよう多くの農家に参画いただくよう希望されております。

そういったことから、この取り組みが特定の個人及び団体に対して、有利また不利になる取り扱いに当たるとは考えていないところであります。食彩の工房としては、近年多くのニ

ーズがある黒豆の枝豆もぎ取り体験を地域全体の連携事業として発展できるよう、地域への協力を呼びかけていきたいとのことでありましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 個別の問題がございます。個別の問題については、議論を避けます。後ほど担当課のほうへ連絡をしたいというように思いますので、善処いただきますことを要望をいたしておきます。

次に3点目として、特産品づくりに関します調査・研究及び開発業務とは、何をどのように実施されておりますのかお尋ねをしてみたいと思います。

平成19年の指定管理者制度の実施を機宜に4つありましたふるさと食品加工グループが、解散を余儀なくされたわけでございます。当時、加工グループが開発されておりました特産品、少し例を挙げますと、「竹野の里」、「はっちゃんきんぴら」、「しゅうりんとう」、「黒豆きな粉キャンディ」、「黒豆もろみ」、「おふくろ味噌」、「梅干」、こうしたなどなどのものを初めとして、農林局長賞に輝きました「黒豆きんつば」、「丹波栗きんつば」など多くの特産品が開発され、各種のイベントを初めとして、ホテルやデパートの特設会販売にも出店がされておりましたが、これらが開発されました商品、特産品は、現在全く地下にうずめられております。

また、現在の状況ではこれら開発されました特産品の継承も非常に困難ではなかろうかなと、こんなふうに私は危惧をいたしておりますが、これらの商品は、これは少し言葉が悪いですから恐縮でございますが、いわば、京丹波町が葬ったのではないかなとこんなふうにも受け取られる状況でございますが、条例で定めております特産品づくりに関する調査研究及び開発業務とは何なのか、これらとの整合性についてお尋ねをいたします。

さらに本年11月6日には食の祭典が、また平成26年には丹波パーキングの設置も計画されておりますが、特産品の開発も喫緊の課題と考えます。これらのことも含め、これら商品を京丹波町として育て、成長させる考えはないのか、なぜ、地下に葬らされているのか、掘りおこしを含め、具体的に活用される考えはないのか再度お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 細部については、担当課長に答弁させることとしまして、平成19年に指定管理者制度による管理運営となったときに、地域に根づいた加工品の生産を継続するために指定管理者と加工グループの代表、町の担当者による話し合いが、まずもたれましたが、高齢化などの理由などから継続することを断念されたと聞き及んでおります。当時開発

されました特産品が引き継がれていないことは非常に惜しいことですが、現在町においても食による観光PRなど、積極的に進めていますので、町内加工グループとの連携のもとにおきまして、多くの特産品が開発されていくことを期待いたしております。

また、条例で規定する業務の特産品づくりに関する調査、研究及び開発との整合性につきましては、これまで食彩の工房が築き上げてまいりました乳製品、黒豆製品などのさらなる品質向上や原料等にこだわった付加価値のある売れる商品などを目指した調査、研究が行われていると理解いたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） それでは、次の質問に移ります。

4点目に5項目の事項であります。その他施設の設置目的を達成するため、必要な業務とありますが、必要な業務とは何なのか具体的にお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この条項につきましては、法規文で一般的に使用される条項でありまして、前に述べました業務に当てはまらない設置目的を達成するための業務が起り得ることを想定して、規定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） たびたび申し上げますが、食彩の工房は竹野地域の経済・産業の活性化と雇用創出、これをもとに地域住民を元気づけることを目的と設置されておりますが、指定管理者制度に移行されました際に、雇用者を全員解雇されました。表面上は自主的な退職とされたわけですが、その後の地域住民の雇用について、どのような取り組みをされたのか、また実際に雇用があったのかお尋ねをいたします。

ご案内のとおり、食彩の工房の土地は建屋の部分は従来から食彩工房の土地でありましたが、周辺の駐車場を初めとして、平成21年に5万1,130平米の広大な土地を竹野地域より平米単価900円、当時の評価額が恐らく8,000円から9,000円のところではないかと思いますが、譲渡する等の協力がされてきたことではありますが、このことを含めてどのように理解されているのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと細部に渡りますので、担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 指定管理者制度に移りましてからの雇用状況でございますが、丹波清光ファーム、従業員が10人いらっしゃいます。そのうち7人の方がこの丹波食彩の工房で就業されていると聞いております。また、そのうち町内からの雇用者は5人だと伺っております。また、貴重な地域の方の財産を提供いただいたということで公共用地として大切に使っていきたい、今後ともそういうような考えでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 次に、管理者業務仕様書の誠実な履行について、常に適切な管理、検証ができているのか2項目についてお尋ねをいたします。

最初の1点目は、管理運営におきます基本的な考え方であります。農業振興及び地域経済の活性化が図られるよう、公の施設として、設置目的に則した管理運営を行うとされておりますが、だれがどのように実施されていますのかお尋ねいたします。

また、良好な施設運営を確保するため、地域住民との連携及び調整を図るともされておりますが、どのような連携・調整が図られているのかお尋ねいたします。

次に、2点目として、業務の内容及び基準であります。常に適切な管理・検証ができていると感じられているのかお尋ねいたします。

仕様書では、都市交流事業の開催、安心安全食文化の継承、特産品加工グループの支援、京丹波ブランドの創出などを決めておりますが、どういった業務を実施されておりますのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどの条例に規定する業務についてのご質問の中でそれぞれ答弁させていただきましたが、それらの各業務が設置目的に則した管理・運営の業務内容であるということをまずご理解いただきたく思います。

また、地域住民との関わりについてでございますが、繰り返しますが、黒豆の枝豆もぎ取り体験を初め、町内加工グループとの連携による加工体験や地元下村区の村おこし組織との連携による田植え、稲刈り体験の実施、町内中学校の農業体験学習の受け入れなど、地元住民との連携、あるいは調整により、実施いただいているところでございます。

さらに、都市交流事業ということでございますが、条例に規定する業務についてのご質問の中で、それぞれの業務について、答弁させていただきましたので、重複になりますが、地元産の生産品を原料とした付加価値の高い品づくり、加工グループや地元との連携によりまず農業体験などが実施されているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 指定管理者制度となって5カ年を経過しております。しかしながら、食彩の工房は目に見えた形での活性化の姿がうかがえないのはなぜなのでしょうからお尋ねいたします。合わせ、食文化の継承、特産品加工グループの支援とは具体的に何がどのように実施されているのか重ねてお尋ねいたします。さらに、清光ファーム、株式会社いづつ屋が指定管理者となって以降、今まで町が事業主体とやられておりましたときと、そのものの継承のような話がありましたが、管理者となって以降、新たに開発された特産品とは何があるのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に指定管理者になってからでも、目的が達せられていないというご指摘、ある幾らかは当たっているんだと思います。ただ、多分私の認識では、旧丹波町で竹野地区が過疎地域に指定されていまして、あの場所に設置されたと記憶しております。したがって、あの場所でいろんな目的を達するというについては、大変な努力が必要だという認識でおります。今後とも、その目的に合致するべく、町行政、町政を担当する寺尾としては努力していきたいということをご答えておきます。

残余については、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 指定管理者制度導入以降の開発されました新製品につきましては、品質等大幅に改良いたしましたエーミルクに代表する乳製品でございます。また、地元の豚を利用したハム・ソーセージの製品、生キャラメル等がございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 冒頭から、指定管理におきますさまざまな契約、約束事項の履行について、いろいろお尋ねをしてまいりました。寺尾町長は、平成21年12月の定例会の指定管理者の指定について、私の質問答弁の中で、過去のことはともかく、今後は少なくとも担当常任委員会に1年ごとと言わず、1年に2回程度は当然これを報告すべき案件だというふうに承知しているというご答弁をいただきました。平成21年、平成22年の決算を終えているにもかかわらず、何ら今まで報告をかつて一度もいただいたことはないというように思うわけですが、なぜなのかお尋ねいたします。私はこうした一般質問の中で、お尋ねをしなければご答弁をいただけないのは、極めて残念であります。契約書、基本協定書

などの締結内容の報告、公表もなぜされないのか合わせてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今もその気持ちは変わらないんですが、できていないとしたら申しわけなく思っております。しっかりするように指示いたします。

また、先に答弁しましたとおり、公表を目的にして、そういう報告を受けていますので、また研究はしますけれど、現在では公表をすることとなっていないというふうに理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 前回の平成19年の契約のときには公表していただきました。今回になってできないというところがどこにあるのかということが不明瞭でございますか、さらに検討いただいて、できるものは公表いただきますようお願いいたします。

次に移ります。

指定管理者は、農事組合法人丹波清光ファームと株式会社いづつ屋となっておりますが、両者ともに代表者ひとりであります。丹波清光ファームの姿は、また取り組みは、全く見えません。ただ今の中でもお尋ねしてまいりましたが、食彩の工房の設立目標の達成のために、丹波清光ファームが果たされてきております業務の内容についてお尋ねいたします。

さらに、丹波清光ファームと株式会社いづつ屋は、全く別の法人と思われませんが、契約書、協定書の締結などは、連署連名契約となっている様子であります。問題はいいのか、丹波清光ファームと株式会社いづつ屋の一括契約として、果たして適切なのか、これは私の不勉強でありますのでお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農事組合法人丹波清光ファームは、平成19年8月に法人化されました。出資総額は500万円で、会員数6名、職員10名で構成されております。主な事業内容でございますが、農畜産物の生産・製造及び加工となっております。

なお、丹波食彩の工房の各種取り組み、例えば加工品の製造、あるいは農業体験などの都市交流事業などは、丹波清光ファームによるものであります。また、指定管理者制度における契約の相手方が2者となっている件につきましては、問題ないものと理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） いろいろとご答弁ありがとうございます。どうしても、私はしつくりいきませんが、指定管理料のことではありますが、募集要項ではそれぞれの年度ごとの指定管理料のあれは最高限度を示されたものであります。平成23年度は前段申し上げましたように940万円となっておりますが、何度も申し上げますように、これは最高限度額であります。ご答弁の内容からいたしますと、検討する余地もあるのではないかと思いますがお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 指定管理料につきましては、営業部門を除く施設の維持管理上、必要な経費と位置づけておりまして、平成21年度の指定管理者募集に当たって、要項に平成22年度以降5年間の指定管理料の上限額をまず定めております。その額を算定し、年度ごとに収支計画を立てた上で応募され、それに基づき、指定管理者を決定したということになりますので、現状では指定管理料を見直すということは考えておりません。なお、指定管理料は年度ごとに年度協定書により決定していることを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 次に5点目として、施設の償却状況と地方債残高並びに製造品売掛金についてお尋ねをいたします。

この質問、予定をいたしておりましたが、うち売掛金につきましては、平成23年度の補正予算（第3号）におきまして、全額の45万5,000円が計上されておりますので、質問を省略いたします。回収にいろいろご努力いただきましたことに感謝を申し上げておきます。

そこで、施設の償却状況と地方債の残高についてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 償却は、耐用年数で言いますと建物は30年、機械設備は8年または9年となっておりますが、施設の減価償却状況につきましては、まず、算出いたしておりません。地方債残高につきましては97万5,369円で、平成25年度で償還終了となります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 現在も、下水道を初め、設備の補修工事に今年も多額の修理が必要とお聞きをいたしておりますが、今、お聞きいたしますと平成25年に97万5,000円をもって、地方債の償却も終わるというお話を聞きました。実はくしくも平成26年で現在

の指定管理者契約も切れるわけですが、その時点で仮に全面的に施設の閉鎖というようなことになると、腹案があるわけではございませんので、大変恐縮なんですけど、竹野地域の中心でありますだけに、食彩工房が工場のスラム化工場になりますことを非常に危惧をするわけですが、そういったしますと、竹野地域の振興に大きなブレーキとなるということが心配されておりますが、平成26年以降、食彩の工房がさらに地域経済の産業と活性化の拠点として、寄与しますことにつきまして、どのような対策、活用が考えられておりますのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の任期中外の話になりますので、僭越かと思いますが、しっかりまず地元で守ってもらったらいいのではないですか。どうしてもなかったら、今のように指定管理者制度で存続させるということが大事だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 時間がないので、先にいきます。

次に食彩の工房の最後の質問となりますが、6点目として食彩の工房施設の喫茶ルームについて、サロンとして住民の憩いの場所としての無償貸し出しを含む有利な条件での貸し出しをしていただけないのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 喫茶ルームにつきましては、現在、丹波清光ファームにおいても、地元住民さんへの開放など有効活用を検討されております。地元が主体的に部屋を管理していただけるのであれば、場所の提供をしたいとの回答を得ておりますので、ぜひご検討いただいたらうれしく思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 次の質問に移ります。

町営住宅の管理についてでありますけど、現状の認識及び管理の状況についてお尋ねいたします。この住宅は古くは国民健康保険制度が施工されました折り、当時の竹野村診療所として、古田医師を迎え、開設されましたが、その後、須知町となり、押ノ方住宅として改良がされ、1家族の方が入居され、その後、2世代にわたり入居されてまいりました。ここ数年は空き家となり、十数年近くを経過していると思っておりますが、現在は玄関先を含め、屋根や壁も落ち、廃墟と化し、アライグマなどの動物も確認されております。とりわけ、お隣

のお家とは通路を挟み、わずか幅2メートルぐらいしかないというふうに思うわけでございますが、屋根がわらが隣の住宅の軒下に落ちるといった極めて危険な状態であります。現状の認識と管理の状況についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 旧町営住宅につきましては、老朽化が進んでおります。隣接されています方の住宅にもご指摘のように、水路を挟みまして近接していることから、十分に調査、問題の解決に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 個別の問題となりますので、一般質問としてお尋ねをいたしますことについては、課題もあると思っておりますが、あえてお尋ねをしていきたいというように思います。

これら、押ノ方住宅においては、過去に入居者が自力でベランダをつくったり、車庫や離れを建築されておりますが、町営住宅を改造したり、離れを改築することが可能なことであるのでしょうかお尋ねをいたします。さらに、底地は大正4年に当時の竹野村の所有権登録がされ、今日に至っておりますが、私は平成22年度の決算審査の中で、行政財産、普通財産の区分についてお尋ねしました経過がありますが、お尋ねをしております押ノ方住宅について、財産管理の分類といいますか、区分について合わせお尋ねいたします。さらにまた、地主との借家権なども含めてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 現在持っております町営住宅の管理の制度では、模様がえ等の禁止という条項を設けておりますので、模様がえ等をいただく場合は、町長の許可を得ることになっておりますが、この現在おっしゃっておられます住宅につきましては、古い住宅でございますが、また話し合いなり、協議の経過等も不明ですので、その当時、模様がえがどうであったかということにつきましては、的確な回答ができませんのでご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） これは、監査委員さんに確認をお願いをしておきたいと思いますが、実はいろいろ確認をしましたところ、平成の年度に入りましたころより、住宅の屋根の修理を初めとして、町との意見に相違があったとかで、その後極めて長期にわたり、町営住宅の

管理に不適切な運営がされているのではないかとの疑念を抱いております。加えて、財産管理につきましても、適正な執行がされておりますのか、これは今日は監査委員さんいらっしゃいませんが、監査委員さんに実態について、確認を求めておきたいと思っておりますので、事務局、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、この住宅は竹野地域の中心にあります。戦没者の慰霊碑の入り口に位置いたしますことから、住民の皆さんの目に極めてつく場所に実はあります。お隣のお家では目の前がそういった状況でありますことから、少しでも目の前の環境をよくしたいということで、荒廃をしております町営住宅の垣根を自力で業者に依頼して剪定されたり、盆栽や花を植えたりして環境改善に努められておりますが、先ほど申し上げましたとおり、屋根がわらが軒下に落ちるといった危険な状態であります。これまでも町の担当部署より使用者に協議をしたい旨の連絡をされている様子であります。私横山 勲としても、前向きな解決に向け、使用者に働きかけをいたしております。極めて楽観的な見通しを得ておりますが、早期の解決等、取り崩しなどを含め、対応される考えがないのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この解決のために横山議員さんが頑張っていたということ、まず、感謝申し上げたいと思っております。そうした過去の経緯はさておき、解決に向けて、町長としても頑張っていきたいとそんな思いであることを答弁いたします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） 最後の質問に移ります。

最後は、ただいまお尋ねいたしました町営住宅前にあります竹野加工グループが活用されておりました建物の管理についてお尋ねをいたします。

当建物は先ほどお尋ねいたしました時期と重なりますが、当時警察の駐在所として設置されておりましたが、駐在所が設置された後は、竹野農産加工グループの加工場として、その後、食彩工房の分室として、竹野加工グループが管理をされ、活用がされておりました。前段お尋ねをいたしました食彩の工房が、指定管理者による業務に変わりました後も、この場所を活用して、竹野地域の活性化に向け頑張っていたいたしておりましたが、その後、食彩工房の業務体制や体質がよくなることに夢を持ちながら、期待され、竹野加工グループが活用されておりましたが、前段お尋ねしてまいりました経過の中で、平成22年をもって、竹野加工グループも解散をされ、それぞれの調理加工用の機材も会員で処分され、現在は空き家となり、鍵も壊れており、いつでもだれでも出入りができる状態にあり、不用心この上ない

状態にあります。このような施設について、先ほどの町営住宅と同様に管理と活用についてお尋ねいたします。加えまして、この土地の底地を少し調べましたが、実は法務局にも行きましたが、確定的なことが私はわかりませんでした。土地保有者と考えられる方にも、いろいろ確認をしてみいましたところ、これは一般住民であります個人が所有されます土地と考えられますが、個人の所有地となりますと、賃借契約などの行為はされていないというふうに思うわけですが、確認をさせていただきたいというように思います。また、されていないといたしますとなぜなのかもお尋ねいたします。さらに、早期の解決に向け、取り組みをいただきたいと思いますがお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘をいただいた部分が、まず土地の権利関係ですが、現在の権利者に町に移してもらう話を進めているところでございます。そのようにまず理解してください。それと、施設の利用計画は、現在は持っておりません。施設管理につきましては、適切な安全管理に努めてまいりたいと考えております。全般近辺でありますので、今度全面解決に向けて頑張っていきたいということをお返答しておきます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） ご答弁をいただきましたとおりでとは思いますが、取り崩しについて、視野に入れて考えていただけるのかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう方向で検討しております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山 勲君。

○1番（横山 勲君） いろいろありがとうございました。時間が参りましたので、私の一般質問をこれで閉じたいというふうに思うわけですが、前段お尋ねいたしました指定管理者制度に伴います業務につきましては、真に公共の施設として、管理、監督、指導をいただきまして、公共性の認識のことはもちろんのこと、地域住民からも愛され、信頼される公の施設になりますよう、求めておきたいというふうに思います。合わせ、町財産の適切な管理を要望し、最後に町長の思いをお尋ねして質問を終わります。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 横山議員さんからずっとその指定管理、特に京都食彩の工房について、意見を伺っております。私も、ある種同じ思いであります。ただ、現実が非常に現状を追認しているような感もあるんですが、公開期あるんですから、何とか地元でしっかりと手を挙

げてもらったらいいのではないかというふうに考えております。そのことについては、しっかりと助成をしていきたいとそんな考えであることを申し上げておきます。

以上でございます。

○1番（横山 勲君） どうもありがとうございました。これで、横山 勲の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで、横山 勲君の一般質問を終了いたします。

次は、村山良夫君の発言順であります。欠席のため、京丹波町議会会議規則第61条第4項の規定により、通告が失効いたしましたので、次に、小田耕治君の発言を許可いたします。

14番 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 14番、小田耕治でございます。早速でございますが、ただ今より、平成23年第3回定例会における私の一般質問を行います。

私は、先に通告しました丹波P A（仮称）と一体的な地域振興拠点整備について、林業振興について、下水道料金改定に伴う認定推量の決定状況について、以上、3点について質問します。

まず1点目に丹波P A（仮称）と一体的な地域振興拠点整備について町長に伺います。今年の3月議会で丹波P A（仮称）を活用した農林特産物や地域物産の販売などの施設整備方針について質問をしました。どのような施設をどの程度の規模で整備しようとしようとしているのか、誰がどのような形で運営し、運営に必要な経費はどの程度で、期待される効果はどうか、施設ができることによる周辺施設への影響はどうか、また今後どのようなスケジュールで事業を進めていくのか等々について、お尋ねしましたが、具体的な内容は基本計画策定の中で検討を重ねるとのことで、具体的な答弁はいただけませんでした。現在、その基本計画策定委員会が開催中であり、10月には施設規模や内容等の基本計画をまとめる段階まできているとのことであります。計画策定は開発プロジェクト推進室が中心となって、コンサルの提案内容を検討し、策定委員会委員の意見を聞きながら、進められているものと思いますが、途中経過を住民にも知らせる時期ではないかと思えます。平成22年度には丹波P A（仮称）に係る調査費用として、約400万円が既に支出されており、平成23年度当初予算では基本設計費として2,200万円余りが計上され、執行中であり、また、本定例会には、丹波P A（仮称）と一体的な地域振興拠点整備に係る用地測量、地質調査や埋蔵文化財調査の委託料として1,700万円の追加予算が提案されており、事業は進んでいます。また、6月定例会で町長は、丹波P A（仮称）の関連事業費は約15億円という答

弁もされています。15億円という合併以降の最大規模の事業であり、どのような施設をつくり、誰が15億円近くのお金を出すのか、財政面の心配はないのか、施設整備の事業主体はどこなのか、どのような形で管理運営するのか、京都縦貫道の通行料から採算がとれる事業なのか、町民にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか等々、事業の全体像がよく見える状態にすることが本当に大切だと思います。整備方針、整備計画、運営手法、概算事業費などについて、今日までの検討結果と今後の課題などについて伺っていきますので、検討途中のもの、あるいは委員会に提案される予定の案についても答弁をいただければありがたいと思います。

まず1点目ですが、地域振興拠点施設整備の基本的な考え方と施設整備の方針はどうかを伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしていきます。施設整備の基本的な考え方としましては、一つ目に京都縦貫自動車道からの誘客を重視した施設整備とすること。二つ目には良好な自然環境や古墳などの周辺環境の保全に留意し、自然や歴史の魅力が身近に感じられるような施設整備とすること、三つ目には当施設が町全体の産業振興に寄与し、採算性に鑑み、地に足のついた経営が行われる施設整備となるよう、三つの基本的な考えをもって取り組んでいるところでございます。また、施設整備の方針として、交流拠点、あるいは情報発信拠点及び産業振興拠点の三つの役割を期待しており、それぞれの役割を持つ導入機能について、検討を進めていくことといたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 基本的な考え方の中で、誘客のターゲットは縦貫道を通行人とか車を対象にしたものが基本的な考え方というふうに受けとめられました。施設整備については、交流拠点、情報発信拠点、あるいは産業振興拠点として、施設の整備の方向性を考えていくという答弁だったというふうに理解しております。

それでは、交流拠点、情報発信拠点、産業振興拠点、それぞれにどのような機能を持つ施設をどの程度の規模で計画しようとしているのか、この点について、伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 導入機能につきましては、現在、基本計画策定委員会及びワーキング会議の中で検討いただいております。また、規模につきましても、利用ニーズの推定や採算性等を考慮し、検討いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 現在検討中ということで、答弁をいただきましたが、ワーキング会議というのは開催をされておまして、そのワーキング会議の内容については、ホームページの上でも公表されております。ワーキングの意見としては、交流拠点、情報発信拠点、産業振興拠点、その他の施設ということで、それぞれについて、いろんな意見が出されているわけですが、この意見を検討委員会の中で、整理するという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、そのとおりでございます。ワーキング会議が中心になって、一つの意見をまとめてくれると思いますので、そのことで、予算もはっきりしてきますので、それを中心に検討しているということでございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 3点目の項目に挙げております用地の取得、造成、整地の基本的な考え方について、伺います。

一部では、盛り土をするとかいうような、これもワーキングの中でのご意見でございますが、出ているようでございますし、計画付近には塩谷古墳がある、あるいはかなり高低差がある施設ということもありますので、用地の取得、造成、整地の考え方について、伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波パーキングの現計画には、簡易な売店やトイレ及びそれらの施設利用者を対象とした駐車場しか計画されていないわけです。そこで、地域振興拠点施設の用地は、新たに確保する必要がまずあります。また、地域振興施設の主なターゲットとは京都縦貫自動車道の利用者であるということから、その利便性を図るためにパーキングと振興施設の一体性が重要となります。パーキングに施設を隣接させ、できるだけ同じ高さに計画する必要があると考えております。このことによって、造成ということが必要になるというふうに理解してもらったら、まず結構です。丹波パーキングは本線と同じ高さで計画されていることから、造成計画につきましては、必然的に盛土構造になるということでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 高速道路の計画されているPAと同じ高さまで盛り土をして、造成をするという基本的な考え方というふうに受けとめられました。いろいろと周辺地域というのは、新聞報道にもされたりしているわけですが、計画されている土地というのは、

農地がすべてなのか、それともそのほかの用地がまだ計画段階でございますので、正確には出ないと思うんですけども、どういう土地なのか、その点について伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大方が農地でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、4点目に入ります。

施設を整備するための事業手法、管理運営の形態についての考え方、現在のところどうい
うことが検討されているのか、伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の整備手法につきましては、従来のような建設工事、設計業務などを業務ごとに契約する方法や、それらを一括して発注するDBO方式、または民間資金を活用したPFI方式による先行事例もあることから、調査を行っているところであります。

また、管理運営につきましても、直営、第三セクター方式、指定管理者制度、PFI方式などを整理し、施設運営に対する町のかかわり方、経済情勢、事業候補者の有無等を踏まえて引き続き、検討することといたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ただいま答弁いただきました内容によりますと、施設の整備についても、民間資本も投入することも基本的な考え方の中にはある、あるいは町独自の予算の中で建設するという考え方もあるというふうに受け承りました。この中身については、いろいろな方針があるということで、3月議会でも答弁をいただいたんですが、これの最終決定、例えばどういう方式でやるのかという決定についても、策定委員会の中でいろいろと議論されるのかどうか、この点を伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私としては、いろんな方法を今、検討してもらっているようで、どちらかという民間とか、あるいはDBO方式とか、そういう方向で修練されていったらいいんですが、どちらかといったら、皆おりてしまったら町が直接やらざるを得ないなど、これ本音です。そういうとこに落ちつくのかなというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ただいま答弁いただきました内容でいきますと、町の事業費投入と

いうのは、非常に可能性が高いということで考えておられるという内容だったというように思います。町長が6月議会で、概算事業費15億円というような答弁といたしますか、発言もあったわけですが、この15億円という根拠、あるいはその財源についての考え方、この辺のところを概略、例えば用地取得費にどれだけとか、事業費にどれだけ、あるいは道路関係、建て物関係にどの程度かというようなその概算がわかっておりましたら、答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、私のほうからお答えしておきます。概算事業費につきましては、必要な導入機能及び規模を算定しまして、あるいは関係機関との協議も進める上で、基本計画策定の中でまとめることといたしております。また、財源は補助金としまして、社会資本整備総合交付金事業及び農山漁村活性化プロジェクト交付金、それ以外には過疎債等の活用を想定いたしております。事業費の中でざっくり15億円と答弁しております。内容について、ちょっと詳しく話すると、地権者との交渉が残っておりますので、もちろん事務方は固めているんですけど、もう少し待っていただいてももらったらうれしく思います。そんな気持ちであります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） この事業の中身は、当然過疎債でも6億円という計画が挙げられておりますし、そのほかにも補助金とかが使える事業だというふうに理解をさせていただきました。非常に財政状況が厳しい中で計画されている事業でありまして、売上金額や利益の確定、必要経費の制定などの事業収支、あるいは雇用がどの程度になるのか、施設を整備することによる波及効果はどうか等々、基本計画の中で、費用対効果といいますか、どのようなメリットがある、あるいはデメリットがあるのかというようなところまで策定委員会の中、基本計画の中で検討されるのか整理されるのかどうかを伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、言ってもらったとおり、基本計画策定の中で事業収支の検討、また事業効果の考察として、町内への経済等の波及効果について、分析することといたしております。事業収支の検討ということでは、売上、売上総利益、必要経費の想定、事業効果の考察では、定性的分析、これは地域産業における好循環の創出等であります。定量的分析ということで、交流人口の拡大効果、そして経済波及効果等、検証していくということ、そのことで、基本計画が策定されるというふうにお答えしておきます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 丹波綾部道路工事のうち、丹波パーキングエリア（仮称）の付近の工事の進捗状況はどのようなのか、地域振興拠点整備計画との工程調整が進められているのか、それともう1点、文化財が塩谷古墳ということでございます。それから、農地の転用、これは農業振興地域になっているというふうにも聞いております。それから自動車専用道路との連結等々、いわゆる関係機関との協議がどのような状態になっているのか、現在の状況についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、丹波綾部道路という呼び名になっていますが、本当に実質的には京丹波町内だけの工事で、予定どおり工事が進んでいるというふうに理解しております。おくれるかなというそういう危惧も持っていますが、今、京都府の説明では予定どおり、平成26年供用開始ということであります。ところで、丹波パーキング付近の本線工事、進捗状況がそういうことですが、本線を横断する木出し道路のボックスカルバート及び道路の盛土の一部が施工されております。本施設の整備に当たっては、既設構造物に影響を与えないような計画としまして、こういう既設の構造物に京丹波町の拠点施設整備のことが影響を与えないような方法で進めていただいております。国と町の相互の協力のもとにパーキングと一体的な施設を整備する方針で福知山河川国道事務所と随時協議を行っております。自動車専用道路との連結、あるいは農振除外、農地転用、文化財など各関係機関と事前協議を進めております。基本計画策定後、より具体的な協議を進めてまいるといふ段取りであります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 農転関係、あるいは関係機関との調整について、ご答弁いただきました。基本計画を策定して10月ごろには公表できるというふうなというお話も聞いておられるわけなんですけれども、今後残された課題とスケジュールについて、どのようなものが残っているのか、どのようなスケジュールで実施をされ、今、平成26年供用というお話もありました。それまでのスケジュールについてご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まずは、地権者及び地元の皆様のご理解、ご協力を得ることが重要と考えております。また、平成26年度の自動車道開通と同時期に供用するためには滞りなく作業工程を進める必要があると考えております。今後のスケジュールにつきましては、基本

計画策定の後、本定例会で補正をお願いいたしております境界確定等の用地測量、地質調査及び埋蔵文化財試掘調査を進めることとして、地権者の皆様のご理解をいただき、来年度から用地取得、詳細設計等を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） いろいろと伺ってまいりましたが、基本的にはどのような施設をだれがお金を出してつくるのか、それから施設の管理運営はどうするのか、事業収支がどうなるのか等々、肝心なところはこれから策定委員会の中で検討されると、あるいは今後の検討課題であるというような答弁をいただいたところでございます。検討途中の報告ですね。確定してからではなくて、検討途中の報告もいただきたいと思っておりますし、現在、策定委員会は公表がされていないといえますか、傍聴もできないというようなこともお聞きしております。この件につきまして、かなり進んでまいりましたので、この策定委員会を公開で実施する考えはないのかどうかを伺いたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点ではないということでございます。今、本当に、けんけんがくがくでして、中間報告ができないということでございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） いわゆる非公開の中で、十分議論を進めていくというふうなことであったというふうに思います。丹波綾部自動車道は、今のところ先ほどの答弁いただきましたけれども、平成26年完成の予定ということでございますけれども、遅ければ、平成27年以降になることも想定できます。仮に計画どおり、平成26年に道路が開通し、同時期に進められている地域振興拠点も完成しても、今から3年ぐらい先、あるいは3年以上先のことになります。現在、丹波、瑞穂、和知のそれぞれ各道の駅は非常に多くのお客さんに来ていただいております、リピーターもどんどん増えているというふうに聞いています。多くのお客さんに来ていただいている今、この時期にこそ、3つの道の駅を拠点として、京丹波町から多くの情報を発信し、京丹波のファンやリピーターを増やしていく取り組みを実施していくべき、このように考えます。計画されている地域振興拠点に導入しようとしている機能は、新たな施設の完成を待たずとも、先ほど出ておりましたように情報発信とか、そういうところについては、すぐに実施できる時期にあるのではないかなというふうに思います。多くの人が、多くの車が京丹波町を通っていただいている、立ち寄っていただいている、今が本当にチャンスであって、今やっておかなければならない事業であると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘どおりでして、今度の振興拠点施設の建設に当たりまして、「和」、「瑞穂の里さらびき」、「丹波マーケス」と、大方駅長に参加してもらっているんですが、そのことを契機として、連絡会議をつくってくれて、3駅で情報発信をしようかと、そういう機運というのか、そういうふうになったようでございます。もともと駅長会議というものがあまして、そこで顔を合わせていたはずなんですけれど、そういう動きがなかった、ただ、しかしそういう機運が起きたということで、縦貫自動車の供用開始までしっかりと足腰を鍛えるという意味の3道の駅が頑張っているということをご報告しておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 今、多分高速道路の中でも、一つのまちに三つのインターチェンジがあるというのは、珍しいのではないかなというように思います。「和」には、才原のインターがありますし、瑞穂には今度新しく瑞穂のインターができると、丹波には丹波のインターチェンジができる、さらに前段の中で町長がおっしゃっておりますスモール、いわゆる出入口を地域振興拠点の中にもつくりたいというようなご意見もあるわけですが、既に3つの京丹波町への道路からの入り口がありますし、鉄道からも、4つの入り口があるというような非常に恵まれた地域であります。今のうちにそういうのをしっかりと固めておくということが非常に大切ではないかなというように思います。

今回の事業につきましては、場所がいわゆる京丹波町の南の端といいますか、東の端といえばちょっとわかりにくいんですけども、要するに京丹波町の一番端のところに、丹波パーキングエリアがつくられるということで、既にその場所が先に決まっています、そこに何をつくっていくかというような流れにもなっている部分があるのではないかなというように思っております。誘客の対象も基本的には高速道路を通られるお客さんというようなことになっておりますけれども、事業一つ一つについて、機能一つ一つについて、既存の施設に機能分散できないか、あるいは一局に集中すべきか、これは計画策定段階で十分議論する必要があるのではないかなというふうに思います。機能の分散と集中について、かなり拠点ということで集中するような内容も、ワーキングの内容とかを見ておりますとあるのではないかなというように思いますが、町長はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご意見いただいたとおりです。既存の道の駅といわれる道沿いに

ある施設だけがよくはやっている現実があります。それぞれ内容を分散する必要がいずれ訪れるというふうに私は考えております。私は、頭の中でこういうふうにしなないとこの道の駅は運営が難しいだろうなということを持っているんですが、余り私のほうから言うのではなしに皆さんが既に特にですけど、和知、「和」の駅についての機能を、こういう機能を持たせてほしいという意見が出ておりますので、そういうことをうんと参考に、皆さんがそう思っているのなら、そういう、具体的に言えば商品とサービスになると思うんですけど、そういう方向でも結構だなというふうに考えております。何にしましても、住民であり、町民、納税者である方が望まれる機能に変更していくということは、大変大事なことだという認識でおります。また、ご指摘いただいた丹波パーキングが、いわゆる国土交通省、あるいは京都府、あるいは地元も同意したということになると思うんですけども、京丹波町のやや南位置にしている事実があります。しかし、自分たちでこの場所ということを選択できない以上、いわゆる国、府、町で決定したあの場所とにかくに誘客という言葉、私も使いましたし、小田議員もお使いになりました。この意味は、やはり通られるという意味があるんですが、通って来てもらうということが大事だというふうに考えております。これも、一に物、商品ということになります。魅力ある地元産品、それとサービスということになるんだというふうに認識しております。幸いなことにやまがた屋さん代表されるように、いわゆる京都から日本海側のちょうど中間に位置しまして、一休みしようとか、あるいは山陰方面から帰って来られたときに、一服しようかという場所であるこの立地を最大限生かしていきたいとそんな思いでいることを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 今、住民の皆さんが、高速道路が開通されることによって心配されているのは、いわゆる既存の商業施設が廃れるのではないかと、それから朝市が非常にはやっているわけですけども、朝市に出すために一生懸命作っている野菜が売れなくなって、このことを生きがいとかやりがいされている方もたくさんいらっしゃいます。そのことが失われるのではないかとということが、非常に大きいのではないというふうに思います。

丹波パーキング周辺施設をどうつくるかの策定委員会ではありますが、そもそもの原点は通過するまちにならないための施策であり、全町にある既存施設をどう機能させていくかも、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後に、京丹波町に予定されているパーキングエリアは、仮称ではありますが、丹波PAというふうになっています。これは、丹波PAで計画が以前にされたものでありまして、丹波

PAではなくて、京丹波町につくられるわけですから、京丹波町の町名を織り込んだ、例えば、京丹波町黒豆PAとかそういう名称、これ、今からでも何とか使えないかなというふうにも思います。いわゆる特徴のある名称をつけるべきだと思います。これはぜひとも検討していただいて、関係課長とも調整していただきたいというふうに思います。いずれにしましても、厳しい財政状況の中で、非常に大きな事業であり、ある面ではリスクも含んだ事業ではないかというふうに思っています。しっかりした事前評価をし、住民に十分な説明をしながら進めていく必要があるのではないかと思います。最後に町長の所見をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設の名称と申しますか、パーキングエリアそのものについても地元の意見を反映してもらえるように要望してまいりたいと考えております。事業評価については、しかるべき時期が来たらしっかりと、一応計画段階でお知らせして、そして皆様のご意見をお聞きしていきたいと考えております。いずれにしましても、多額の投資になる事実があります。投資については、現状お認めいただいたとしても、後世の人たちがどのように生かしていくかという努力に係る部分が非常に多いわけです。そのことについてもしっかりとバトンタッチしたいと、そんな思いであることを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、通告2点目の林業振興について伺います。

私たちが子どものころ多くの人が多くの人を多くつぎ込んで、植林された人工林が立派に成長し、利用可能な時期になっているにもかかわらず、原木価格の長期低迷により、採算性の悪化が、森林商社の経営意欲の減退と山離れを引き起こし、山の境界さえもわからず、いわゆる木材がお金になるのは、高速道路の整備しようとなる場合とか、送電線の下にある立木くらいであれば税金だけを支払っているのが現状ではないかというふうに思います。そのような中、政府は国内林業の基盤づくりと需要拡大により、木材自給率を50%にするという森林・林業再生プランを作成し、新成長戦略・国家戦略プロジェクトとして、本年度から本格的に実施することとなっているというふうに聞いております。また、京都府も林業や森林整備に携わる人材を育成するため、林業大学校を京丹波町に開校することを決め、その準備が進められています。80%以上が山林である京丹波町としても、この豊かな森林資源を活用し、林業の担い手づくりや林業振興を図るための具体的な取り組みを進める時期ではないかというふうに考えます。林業振興に対する取り組みの現状と今後の方針について伺います。

まずは京丹波町が所有している山林の現状についてでございますけれども、町が所有している山林の面積と立木の推定体積はどの程度あるのか、また、スギやヒノキなどを植林してからの経過年数別の立木の状況はどうかを伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町所有の山林面積としましては、決算書の財産調書に記載のとおり、531.69ヘクタールあり、そのうち植林している面積が525.58ヘクタールであります。それとそれぞれの立木の推定蓄積量であります。町の所有分が14万3,867立方メートル、分収分が2万5,818立方メートルとなっております。また、町有林のスギでございますが、30年から49年生が4万5,820立方メートル、50年生以上が3万5,216立方メートル、ヒノキでは30年から49年生が9,125立方メートル、50年生以上が1,081立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 正直なところ、はっきり山の木がどれだけあるかということも把握できていないのではないかなというような危惧もしておったわけですが、非常に30年以上あるいは、50年以上ということで把握されているということで、安心をしたところでございます。さらにその50年以上の木材につきましても、非常に多くのものがあるというお答えでございました。

それでは、これだけ町全体の30兆面積といいますか、山林面積の30分の1ぐらいがいわゆる分収林と町直営で管理をしているというような中身になるかというように思います。町有林の保育、間伐などの事業の実施状況、これはいわゆる町有、町が所有している山、それから分収林と言われる町行造林と言われる山を分類して、どういう実施状況になっているのかお尋ねをします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町有林についてでございますが、間伐等の実施ができておりませんが、森林の持つ水源涵養能力や二酸化炭素を吸収するなどの地球温暖化への効果など、多面的な機能を要するものでありますので、木材としての価値だけではなく、町の財産として適切な管理に努めていきたいと考えております。

ところで、町行造林でございますが、町行造林の保育等の状況につきましては、森林整備活性化資金などの地方債を活用しまして、毎年度20ヘクタール程度の除伐、間伐、枝打ち、獣害防護を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ただいま間伐などの実施状況等についても答弁いただきましたが、平成22年度決算で、この分収林の関係につきましては1,500万円以上のお金を支出していますが、これは遠い将来に期待をしての投資でもあるというふうに思っています。これはこれで必要であると思えますけれども、個人が所有している山林、あるいは生産森林組合などが所有している山林を含めると、既に立派に成長して主伐材としても利用可能な木材がたくさんありまして、これを利用、活用することは、考えていく必要があるのではないかとこのように思います。町道や林道のすぐそば、車で走れる道路の周辺にでも簡単に切りだしできそうなところに胸高直径で50、60センチを超えるようなスギ、ヒノキがたくさん目につきます。切り出ししやすい場所に大きな木材があるのに、どうして利用されないのだろうと、苦勞して植林し、手入れをしてきたのに、どうしてお金にならないのだろうとか、これでは山離れがしてしまうと、これが本音だろうというふうに思います。

まずは、町民が町民の財産であります京丹波町が所有している木材の利用計画、これがあのかどうかお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町有林につきましては、現在のところ残念ながら利用計画はありません。先ほどと同じようになります。木材としての価値だけではなく、森林の持つ多面的な機能を発揮するため、町の財産として適正な管理に努めていきたいと考えております。町行造林につきましては、本来の目的である優良木材の生産を始め、森林機能の増進を図るため、引き続き計画的に保育を行っていくとともに、間伐材の利用を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） ありがとうございます。

それでは、4番目に京都産、国内産のことについてもお聞きしようと思っていたんですけども、最後の5番目に質問項目で挙げております内容についてお尋ねしたいというように思います。

いわゆる間伐や森林整備の補助金が変わって、森林静養の集約化に向けた取り組みがされ、分収林の取伐時期も60年から80年が変わっていくなど、制度面での変更が始まっていますが、森林商社にとってはそれほど明るいものではありません。利益が出る林業に転換され

ていくこと、今、収穫期にある木が売れることが願いであります。まずは地元産の木材が有効に使われること、同時に地球環境問題や有害鳥獣も含め、将来山をどうするのかその方向づけをしっかりと示すことが本当に大切ではないかというふうに思います。例えば、50年以上の杉やヒノキが京丹波町のどこにどれだけあるかなどの情報を整備し、京丹波町産木材を全国にPRする、京丹波町に建設する公共建築物などには京丹波町産木材を利用するなど、京丹波町産木材、国内産木材の利用促進を図るための内容を織り込んだ条例制定などの検討をしてみる考えがないのかどうか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が今年の10月に施行されたことに伴いまして、町内の公共建築物などはこの法律に基づき木造化に取り組むこととなりますので、現時点では町条例などの制定は考えておりません。今、ご意見いただいたとおり、まず民間も大事ですけど、京都府内産材、あるいは京丹波町産材を公共施設に積極的に活用していきたいとそんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 給食センターがいよいよ基本設計というのか、設計段階に入るといふふうになっていると思うんですけども、この給食センターを京丹波町産の木材を使うとか、そういう面から一度検討してみると、そういうような考え方はございませんか。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） ただいま平成25年度を目途に中学校の給食をスタートするというところで、新しく給食センターにつきまして町内の木材を使用する計画がないかということでございますけれども、議員ご承知のとおり、給食センターは平屋ということで考えておりますので、いろいろな構造等から考えてみまして、少し木材での建築というのは、いろんな制約から難しいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは6番目の質問になりますけれども、林業大学校開校に向けての取り組みについて伺います。

7月には林業大学校の説明会が開催され、8月にはいわゆる森林技術センターでオープンキャンパスが開かれ、学生の下宿先の募集も始まっています。京都府京丹波町の取り組み内容と学生さんの下宿探しの状況がどうなっているのか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本定例会開会時の行政報告で触れましたが、林業大学校の入学希望者や保護者、あるいは高等学校関係者を対象としました学校説明会やオープンキャンパスが、このほど京都府主催で開催されたところでございます。大学校施設といたしましては、利用されることとなります和知支所2階の改修工事につきましては、9月末に実施設計業務を完了させ、平成24年3月中旬の完成を目指して工事を進める予定でございます。

下宿、いわゆるホストファミリー等について、遠方から就学される学生さん向けのホストファミリーにつきましては、区長様を通じてチラシを8月に全戸配付していただきまして情報の提供を呼びかけているところでございますが、8月末時点での状況です。2件の問い合わせ、あるいはご相談があったということでございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。下水道料金に改定に伴う認定水量の決定状況について伺います。

10月から下水道料金体系が下水道施設へ流れる排水量に応じて料金を決定する従量制に変更されます。排水量の決め方などについては、町水道、使用水量を基本としていますが、井戸水や山水なども排水量に加え、認定することとなっています。認定水量を決定するための調査が行われておりますが、その調査結果と使用量の決定状況、決定結果について伺います。

まず1点目に、町水道と井戸水を併用している世帯の件数がどの程度あったのか、その割合はどうだったのかということと、2点目にお尋ねしておりますそのうち町水道の使用水量が認定水量の2分の1よりも少ない件数、2分の1以上で認定水量以下の件数、認定水量より多い件数、それぞれ料金が変わってくる内容ですけれども、それぞれ何件程度あったのかをお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町水道と井戸水等を併用されている世帯を把握するために使用水調査を行っているところであります。下水道利用者全体は4,798件で、8月31日現在での回収件数は4,557件であり、その時点でのお答えとまずさせていただきます。

町水道と井戸水などを併用されている世帯は758件で、このうち事業所が2件であります。割合につきましては17%となっております。また、町水道と井戸水とを併用している世帯のうち、町水道の使用水量が認定水量の2分の1よりも少ない世帯が125件、2分の1以上で認定水量以下の世帯が299件、認定水量より多い世帯が334件となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） まだ、回収がされていない場所と申しますか、返事が返ってきていないところもあるというようなことではございます。

3点目に通告しておりますいわゆる世帯人数による認定水量を適用し、排水量を決定する対象件数は世帯人数別にどの程度になると推測されているのか、これは多分推測になるというふうに思うんですけれども、どの程度になるのかお聞きをします。2人、3人、4人、5人以上とその程度でどの程度になるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 世帯人数による認定水量を適用し、排水量を決定する対象件数はまず795件となっております。世帯人数別には、お一人が144件、お二人が266件。3人が134件、4人が93件、5人が64件、6人が62件、7人が21件、8人が4件、9人が5件、12人が2件になります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 詳しく答弁いただきまして、ありがとうございました。

4点目なんですけれども、排水状況の申告内容で現地調査を行った件数とその結果はどうだったのか、現地調査を行った内容がありましたら、答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 排水状況の申告内容で現地調査を行いました件数でございますが、8月31日現在で50件でございます。調査の中では見解の相違などにより申告書を修正いただいたということはありませんでしたが、申告内容そのものに虚偽が発見されるということはありませんでした。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 5点目ですけれども、9月下旬に排水量の決定について、個別に通知するということが下水道料金の変更に伴う案内の文書にそういうふうを書いてあるわけなんですけれども、具体的にどういう形で通知をされるのか、その方法などについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的な通知内容は、まず排水場所、そして管理番号、使用水、排水量の認定方法を記載しまして、郵送にて通知することといたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 郵送にて通知をするということでございます。

6点目になるんですけれども、下水道料金改定について、住民への周知を含めた今後のスケジュールはどうか、また今回の料金改定について、既に課題は残っていないのかどうかその点をお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 排水量認定方法決定通知書及び軽減決定通知書や今後、使用水や使用人員等に変更が生じる場合の届け方について、郵送にて通知、まずすることとなっております。課題としましてはスムーズな移行を確保することだと考えておりまして、電算システムの調整やテストを入念に行っているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） いろいろ聞きましたけれども、今回の料金改定は大幅に使用料金が変わるものでありまして、また、4年間は毎年料金算定の計算が変わっていく内容であります。非常に複雑な内容でございます。実際に料金が請求される11月以降に問い合わせが多く発生することが考えられるのではないかというふうに思っています。事前に十分なお知らせをすることはもちろんであります。料金が決定した時点で料金算定の根拠を個別にお知らせすること、これも非常に大切ではないかというふうに思っております。特に口座振替の方には、希望された方のみに入通知書を送付されるような仕組みになっているようでございますけれども、これはちょっと不親切ではないかというふうに思います。これまで定額で引き落とされていた下水道料金が大きな変更になるわけですから、口座振替の方も含め、全員に納付書を送付して、せめて10月分は事前に引き落とし金額をお知らせすべきであり、また、計算の根拠につきましても、お知らせすべきではないかというふうに思います。この点については、ぜひとも実施していただきたいというふうに思うのでありますけれども、実際に下水道料金が水道料金の検針時に確定するようなシステムになっているのではないかというふうに思うんですけれども、今まででしたら、水道料金が何立米使いました。幾らになりますよというような形で検針表を送られて大体わかったわけなんですけれども、今回の場合には、下水道料金がどのような形でご家庭のほうにわかるような仕組みになっている

のかその点について伺いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 住民の方へのお知らせにつきましては、水道料金は、ポットというもので料金の内容について、毎月お知らせをしております。それに下水道料金も合わせて表示するように現在進めております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） もう少し詳しく聞きたいんですけども、要するに下水道料金の金額だけが表示されるようになってきているのか、その中に水道の使用量が幾らで認定分が幾らでとか、そういういわゆる町民の方にどういう形でこの料金が出ているのかというのがわかるような検針表といいますか、お知らせになっているのかどうか、その点も伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） ポットの打ち出ししますデータにも、ちょっと制限もございしますが、実際の町水道の使用水量はそのまま上水道料金の部分で出ますし、そのほか個別の水量の部分、そして料金も合算して最終的な金額で表示をしようと思っております。それと、計算方法につきましても、こういった形で、特に3年の経過措置のあたりもございしますので、非常に複雑でございます。そのあたりのご説明の資料も検針時にしようか、まだ考えていますところなんですけれども、お知らせする必要があるなどは考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 先ほど、1点質問しました納入通知書の発送は、口座振替の方には希望者のみという形なんですけれども、その点については、考え方に変わりはないのでしょうか。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 現在のところ、その考え方に変更は考えておりませんが、やはり一番最初ですので、計算の仕方というのはお示しする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 小田耕治君。

○14番（小田耕治君） 最初に申し上げましたように今回の下水道料金の改訂は、非常に大きな改定でございますし、いわゆる口座振替の方も金額が大きく変わる方がたくさんいらっしゃるというふうに思います。町民の方に親切な対応をしていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで小田耕治君の一般質問を終了いたします。

ただいまから、暫時休憩をいたします。

11時10分に再開をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（西山和樹君） それでは休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、松村篤郎君の発言を許可いたします。

12番、松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 12番、松村です。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

最初に、町行林の造成の意義はということで町長にお尋ねしたいと思います。旧丹波町が発足して間もない昭和34年から町の安定基盤を築くための基金造成の一步として、引いては新町自治意識の育成目的もあり、町公有造林計画が充てられ、高原財産区分分収契約を結びました。下山、木ノ谷に町民総出によるスギ、ヒノキ、7万3,000本が植生され、5年間の間に実施されたのは町行林であります。下刈りまで町民出役による作業がなされて、その後、出役のかわりに1戸300円から500円の出金で育林に当たり、生育に合わせて適宜、除間伐作業も実施されてきました。当初契約の予定伐期齢である昭和80年、平成17年が近づきましたが、その当時木材の価格は暴落し、低迷状態であり、切るに至らなかったためであります。分収契約を見直し、期間を100年間としましたが、当時の不伐の森は、その後、京丹波町に引き継がれておりません。また、この町行林の意味は、昭和46年中央簡易水道の主水源となり、以後、水不足に悩む町中央部への生活、生産を支えてきています。平成の初めより、人口の増加、主として民間造成団地の対応と農村工業導入計画の必要性、町の活性化を目指し、畑川ダム構想が打ち出されました。平成8年に普通ダムとして採択されたのであります。畑川ダムの総貯水量196万トンのうち1日5,000トンの水利権を京丹波町が有し、従前の機能がより充実して、安定的に供給されることが間近に迫っている

状況であります。一層水源涵養林として役割は重いものとなっております。

以上の観点に立ち、次の4つの点について町長のお考えをお聞きします。

一つ目、京丹波町不伐の森条例第157号で指定されているのは八田大砂利2番地など、18.7ヘクタールであります。現在の生育状況はどのようになっているのか。また、木ノ谷の町行林についてもお聞きいたします。また、ほかにも町行林があればお聞きしたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしていきます。八田大砂利の不伐の森に関しましては、条例の定めのとおり、町民の永久財産となる巨木の森を目指しまして、育成中であります。今後、雪害や風倒木により生じた支障木の処理を行う中で、永久保存できるよう努めてまいります。下山木ノ谷の状況は43.31ヘクタールのうち15ヘクタールを不伐の森として、平成20年まで間伐等の保育を行ってきました。今後は生育状況を確認しながら必要に応じて間伐等の施業を実施していきたいと考えております。

また、このほかの町行造林につきましては、和知地区に148.26ヘクタールあります。引き続き優良木材の生産を目指して、保育等の施業を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 私は、木ノ谷の町行林のことについて少し詳細のほうを聞きたいと思うんですが、平成11年から3年掛けて生育状況の調査が行われました。木の本数や台帳の登録整備などがなされまして、スギ6,705本、ヒノキ6,265本の一本一本に番号表示をしたプレートがつけられました。いつごろまでこの整備状況が台帳に記載されているのかお尋ねしたいのと、また旧和知町の町行林が町の委託により森林組合の手で整備が続けられておりますけれど、木ノ谷の町行林はどう扱われているのかお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 木ノ谷の町行造林の状況でございますけれども、先ほどの町長の答弁にもございましたように、平成20年度まで間伐を実施されてきております。それぞれの木にプレートがつけられておりまして、若干、耐久性の問題から現時点では見えにくい状況になっておりますが、そうした中で整備をされてきております。また、契約で不伐の森として定めをしているところでございますが、これ以外の町行造林、現在の森林総合研究

所との契約の中で造林契約は行っているわけなんですけれども、それにつきましては、森林総合研究所の造林計画によって、制御がされております。この不伐の森につきましては、今後の生育状況を見ながら、適正に管理をしていく必要があると考えております。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 平成20年度まで整備をされたということですが、せんだって林内に入っていると、非常に整備がされたところとされていないところとがありまして、見た目ではきれいに整備されているとは思えない状況ではございましたが、引き続いて整備のほうお願い申し上げるところでございますが、京丹波町と高原財産区、先ほども申し上げました当時の森林開発公団との分収契約の内容についてわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町と高原財産区との分収契約の内容でございますが、昭和34年3月23日に丹波町長を甲として、丹波町高原財産区管理会長を乙としまして、契約を締結し、その後、昭和40年12月21日に第1回変更契約、また平成11年3月3日に第2回変更契約を締結いたしております。現契約の内容は、下山木ノ谷9番地2の43.31ヘクタールのうち、15ヘクタールについて、町が間伐、枝打ちなどの手入れを計画的に行い、間伐材売却による収益を分収することとし、収益分収割合は町70%、高原財産区30%となっております。なお、植栽予定樹種はスギ、ヒノキ、アカマツとし、予定伐期令は平成71年以降で契約存続期間は昭和34年、当初契約から満100年間平成71年3月22日となっております。

次に、京丹波町と森林開発公団、現在の独立行政法人森林総合研究所との分収林契約についてでございますが、28.31ヘクタールを対象とした昭和52年11月25日から50年間の契約となっております。なお、収益、分収の割合は町が60%、森林総合研究所40%でございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 森林総合研究所との分収契約についてですが、その施業計画というのは町のほうで把握をされているのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 土地の所有に係る分が京丹波町、それから地上の立木の造林施業に係る分が森林総合研究所ということでございますので、地上の分に関しましては、森林総合研究所により施業がされておりました、その計画につきましては、逐次は報告をいただいている状況でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） それでは、3点目の質問でございますが、平成24年度完成の畑川ダム上流にある木ノ谷の流域は、下山各区の生産森林組合の整備された森林があり、その最上流部に町行林があります。しかし、そこにたどりつくまでには木ノ谷林道や作業道は奥に行くほど荒れ果てておりました、植林地内の整備が滞っているように思われました。整備し、立派な水源涵養林として、育林を図っていくのは今後どのような計画があるのか、先ほど答弁はございましたがもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 木ノ谷流域の山林につきましては、水源涵養保安林と土砂流出防備保安林に指定されております。木ノ谷一体の水源涵養、土砂の流出、崩壊の防止、さらには畑川の治水機能を保全するため京都府に対し、治山事業の実施を要望し、平成22年度から、京都府において間伐を実施いただいているところであります。また、今後は、治山施設や作業道が整備される予定と聞いておりました、この治山事業により、保安林機能が一層高まると期待しているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 順調に整備が進むことを望むわけでございますが、100年間不伐としました平成70年ごろになるんですが、現在確認されております約1万3,000本のスギ、ヒノキは整備されれば、3,000本程度になると思われませんが、先人の高く熱い自治への思いが実るよう、努力が必要であります。さらに町行林及び流域の山々が、ダムの水源林として引き継がれていくことは大変喜ばしいことでありまして、水源涵養林としての役割を重く受けとめていただいていることに敬意を表したいと思います。

続きまして、4点目でございますが、丹波広域基幹林道は下山から美山脇谷四ッ谷線まで16キロ余りあるんですが、既に舗装区間の整備も終わりました、立派な林道となっております。下山から約4キロ地点に今回の町行林との接続点がありまして、容易に林内に作業道へ侵入することができます。治水や林業振興、森林の整備意欲を引き出すためにも、役割を果たす林道でありまして、大いに利活用して町行林の整備をすることと考えますが、丹波広

域基幹林道への思いを町長から聞きたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府によりまして、長年にわたり工事が進められてまいりました。いわゆる丹波広域基幹林道につきましては、ようやく利用できる見通しがつきました。供用開始後は広域基幹林道を十分に活用することにより、周辺の森林が整備され、森林機能の増進が図られることを期待いたしております。隣接します町行林につきましても、広域基幹林道によりコスト削減など、広域的な間伐材などの森林整備を実施できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 丹波広域基幹林道に隣接する地点に高さ1.8メートル、幅3メートルの案内標識が設置されておりましたが、支柱が朽ち果てて標識が落下しております。文字は何とか読み取れますが、変色して汚れております。修復して再設置してはどうかと考えます。また、畑川ダムは丹波の大地を潤す大切な水で、その流域に将来100年、200年の大径木を育てることにより、いろんな意味でも大事であります。環境面からも人々に安らぎを与えるところとしてすばらしい位置にあります。10年、20年のスパンの長い整備計画を立て、それを意識して実行していくことが意義があると思います。また、林業大学の研究実習林として活用されてはどうかと思いますがお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、反対からお答えしますと、林業大学の实習林、演習林として活用いただいたら、大変結構かとまず思っております。その他については、担当課長から、実地わかりませんので答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 先ほどご質問にありました看板の件でございますけれども、広域林道から入り口の付近に不伐の森であること、それから本数ですとか、これまでの経過などが記載されております看板がございまして、先ほどありましたように老朽化して倒れている状況を確認しております。内容につきましても、町の合併により、変化をいたしておりますので、そのあたりも考えまして、今後この看板も含めまして、一帯を適正に管理できるように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） それでは大きな項目2点目のほうに質問を移らせていただきますが、

少し通告書に訂正をお願いしたいんですけど、裏面の下山バイパス沿いの大福光寺の件ですが、来年が方丈記発刊100年と記載しておりますが、800年の誤りですのでご訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

下山バイパス周辺の課題解決につきましてお尋ねいたします。去る5月24日午後1時20分ごろ発生しました科学研究所丹波工場の火災において、ひとりの社員が重篤な負傷をされました。一日も早いご快復を祈りお見舞いを申し上げたいと思います。この火災による消防救護活動には、関係機関の適切な処置があったことに敬意を表します。また、地元では高屋川への有害物質の流入が懸念されましたが、南丹保健所による水質検査を即座に実施し、異常のなかったことで不安の解消にも努めていただきました。しかし、火災発生当時、周辺地区に異臭が蔓延し、さらなる被害が起こるのではないかと不安な思いをされました。地域の住民がこの工業団地内の事業所について、その事業内容を十分理解されていない状況にあります。今回のように火災事故等が起きたときの地元の対応に不安と戸惑いがあります。事業者からは消防や警察に届ける義務がある事故につきましても、地域住民にも知っておいてもらうべき事柄あるのではないかと考えます。事業者から会社概要、取扱商品、設備機器、使用材料、燃料など、また、防災体制の状況を説明するよう指導すべきだと考えますが、この点についてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町といたしましては、今回の火災を教訓に工業団地内の7事業所で構成する管理組合と地元、町とがこれまで以上に連携を図り、事故の再発防止、また防災体制について確認や協議ができるようにしていきたいと考えております。今後、工業化学研究所が再建の運びとなった時点で、全体説明を受ける機会を設けるように要請したいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 住民の要望にこたえていただけるようによろしくようお願い申し上げます。

それでは2点目の下山バイパスと京丹波三和線のアクセスについては、地域にとってバイパス計画の時点から、夢のかけ橋として意識されてきております。東日本大震災後の防災行政の見直しもされる中で、非常災害時の道路として必要性も住民から指摘されております。整備計画の推進が必要と考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 府道京丹波三和線につきましては、継続的な整備が行われております。現在は質美和田工区において、改良工事が進められております。国道27号下山バイパスと京丹波三和線の道路利用者の利便性の向上を図る意味からもそのアクセスについては認識いたしておりますが、計画区間のまず早期の完成を促進同盟会とともにお願いをしているところであるため、具体的な整備計画につきましては、今後、関係機関と協議していく必要がありますので、十分検討と時間が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 去る7月21日の下山集会所での町長と語るつどいでも、住民から京丹波三和線沿線で大火災が発生したときには、孤立集落が出てくるということで災害用の道路整備の促進の計画をすべきという意見も出ておりました。京丹波三和線と下山バイパスのアクセスについても、現在の町道では十分安全な通行の確保ができていない状況ではないかと思われております。今まで何度となく要望等出されてきているように、十分必要性は認識されていると思いますが、東日本大震災後、国や府縣市町村において、防災計画の再確認には見直しがされる情勢を考えると、必要性を再認識していただいて整備、推進の計画を務めていただきたいと要望しておきます。

続きまして、3点目でございます。最後の質問になりますが、今年度新規事業として観光協会が発足いたしました。本町の産業、観光、文化、食文化などを広く町外にPRしようとされています。国の重要文化財として、従前より町の観光文化の目玉とされてきました大福光寺や渡辺家、御田祭で知られる尾長野八坂神社などは従前の国道27号より下山バイパスが開通して、はるかに身近になっております。今年の11月からは大福光寺の大屋根の葺きかえ工事が予定されております。また、来年は奉納されております鴨長明作の方丈記発刊から800年の節目の年にあたります。町内外の多くの人に知ってもらうためにも観光協会や文化協会と連携し、大いにPRすべきだと考えます。そのためには現在国道27号線黒瀬橋より蕨区へ上がる場所に町教育委員会が設置しました大福光寺の案内看板がありますが、色があせて鮮明さもなく、また通行車も減少してPR効果が薄れているのではないかと思います。この看板をバイパス沿道に新設、または修復して移設されてはどうか、また将来訪れる人が増加することを予測して、従前から要望されているトイレの水洗化をぜひ検討すべきだと考えます。現在は蕨区民が清掃等の維持管理をされていますが、くみ取り式トイレで臭気もあり、訪れた人々に快適に利用していただくためにも水洗化は不可欠だと思います。地元で下排水の加入負担金を負えない現実もあり、町として何らかの形で事業化すべきだと考

えませんが、この点については教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） まず、ご質問のございました看板の件でございますけれども、議員ご指摘の看板は、これまでから来訪者等の誘導案内板として設置をしてまいりました。看板近くには大福光寺さんへの参道を示す灯籠もあることから、このまま設置しておくことが望ましいと考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、新たにバイパスが開通いたしまして、従前の国道27号線の通行量が著しく減少しておりますので、バイパス沿いには新たな看板の設置について関係者の皆様と相談の上、検討させていただきたいと思います。

それから、方丈記の800年の話もございました。紙本墨書方丈記は国指定重要文化財として大正15年に指定を受けまして、現存する最古の写本として広く知られておりまして、有識者の研究にも貢献しているところでございます。所有者となります大福光寺さんはその他多くの文化財を所有されており、隣接する国指定重要文化財渡辺家住宅とともに重要な観光資源として、所有者や観光協会とも連携をいたしまして、有効なPRを検討してまいりたいと思っております。

それから、大福光寺さんの敷地にありますトイレの件でございますけれども、大福光寺横のトイレの水洗化につきましては、これまでも地元関係者の皆様からご要望をいただいているところでございます。本件に関しましては、かねてより適用できる補助制度を模索しているところでございますけれども、現時点では補助制度が見当たらず、ご要望に添えていない現状でございます。今後も関係各課と連携しながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 松村篤郎君。

○12番（松村篤郎君） 看板につきましては、前向きに検討していただけるという答弁でございます。トイレの件につきましては、毎回同じような答弁をいただいております。いつになったら事業化できるのか、大変不安に思っているところですが、ぜひこれも前向きに検討いただきますようお願いしておきまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これをもって、午前の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をいたしまして、再開は13時15分からいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時15分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、森田幸子君の発言を許可いたします。

5番、森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 5番、公明党の森田幸子です。平成23年第3回定例会における一般質問を通告書に従いまして行います。どうか前向きなご答弁をいただきますよう、よろしくお願いたします。

一つ目に食の祭典について申し上げます。

11月6日に行われます国民文化祭に合わせて、食の祭典を計画され、地方に私たち京丹波町の食の特産品をアピールすることを目的として、行われることとお聞きしています。全国から集まって来られるところで食の祭典をされることは地方へのいいアピールになると思います。町長は今回を第1回食の祭典として、2回、3回と毎年続けていくことを言われております。京丹波町民の皆さんにも京丹波町の特産品に関心を持っていただき、地元町民の方々にも参加していただき、盛り上げていただくことも大事ではないかと思っております。そこで、食育の推進運動をしてはどうかお伺いたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしていきます。

本年度11月6日に開催いたします食の祭典につきましては、来年度以降につきましても継続して実施していくための一つの基礎づくりと位置づけております。本年度におきましては国民文化祭との同時開催ということや、会場の規模も限られることから開催コンセプトを「こだわりの食でおもてなし」とし、来場していただいた方へのおもてなしを主体とすることといたしております。このようなことから本年度の取り組みの成果などを検証し、来年度からの食の祭典にも反映させていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、食育の推進の取り組みにつきましては、既存事業のほか、本年度から新たに「食の郷」創造プロジェクト事業を立ち上げまして、その中で京丹波町の食を広く発信すると同時に町民に向けた地元の食を認知していただく取り組みを進めていきます。具体的には8月25日に和知山の家などで実施いたしました京丹波町スポーツ少年団リーダー研修での農業体験や、10月18日に京都丹波食彩の工房などで実施いたします瑞穂中学校の総合的な学習の時間を活用した農業体験学習など、農産物の収穫や加工体験を通じた食育を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 今、お聞きいたしましたようにいろいろと行政のほうでも考えていただき、町民さんにも参加していただく行事を考えていただいているんですが、例えば地元の特産品を使った自慢のレシピを公募して祭典に発表したりして、町民も参加できる楽しいコーナーを設けてはどうかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご意見いただきました特産品をレシピにしまして、新しいメニューを提供するような、競い合うそういう面も含んで、協力はもちろんなんですが、そういうことも取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 次に、2番、ごみの減量化について申し上げます。

本年も福祉厚生委員で視察に行かせていただいたところではありますが、地球環境を守るために再資源化が大きく進んできています。京丹波町内においてもあらゆる団体の皆さんで再利用や減量化に向けた活動に取り組んでいただいております。そこで、提案申し上げたいんですが、各家庭で利用しているプリンターの使用済みインクカートリッジのリサイクルを推進するため、また、ごみの減量化を図るために役場本庁舎など公共施設に回収箱を設置してはどうかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 使用済みのインクカートリッジの回収につきましては、プリンターメーカー6社が「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」としまして、家電量販店や郵便局などに回収箱を設置し、リサイクルを推進しております。町内では須知郵便局と和知郵便局にも設置されているところがございます。そうしたプロジェクトに参加して、公共施設等に回収箱を設置することは、使用済みのインクカートリッジのリサイクルの機会を増やすとともに、ごみの減量化にもつながりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 3番、町政への参画についてお伺いいたします。

町長と語るつどいを22会場で行われましたこと、大変にご苦労さまでした。その地域に出向いて行き、要望、意見などを聞いていただくことは町民の皆さんにとっては、大変うれしいことだと思われました。私も何か所か参加させていただき、皆さんの意見を聞かせていた

だき、大変勉強させていただきました。語るつどいで発言していただくにはよほどの勇気が要るのではないかと感じました。

そこで、あらゆる年代層の方のご意見、ご要望を町政に生かすことと町の活性化を目標として、例えば、子ども目線の意見を町政に反映させるために、子ども議会の開催やヤングミセスの方のヤングミセス議会、青年層の青年議会などを開催してはどうかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議員ご指摘のとおり、子どもたちの意見を含めた幅広い年齢層からの考えを町政に生かしていくということは、大変大事なことだと感じております。そうした中、昨年度から実施いたしております町長と語るつどいでは、町民の皆様から身近な課題や提案を広くお聞きするために対話型の懇談の場として、実施しているところでございます。また地域ごとに実情が異なるため、より細かく地域を巡回して地域の様子をお聞きいたしております。参加者への実施させていただいたアンケートについて、身近な親しみやすい懇談の場であったと多くの評価をいただいている部分もあるわけですが、これからのまちづくりを担う若い世代の参加が少ない状況であることもまた事実であります。その意味ではだれもが参加でき、町の未来について、有意義に語り合う場として、「つどい」を継続してまいりたいと考えております。議員から具体的に提案のございました子ども議会やヤングミセス議会もそうした手段の一つと認識いたしております。合併前の旧町においても、子ども議会や女性議会が実施されてきたところであり、そうした経緯も参考としながら子どもたちの純粋な思いや子育て世代のお母様方の身近で日々の生活に直結したご意見をお聞きする機会を設けまして、町政に生かせるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） また、それに取り組みまして、大変いろいろとご苦労があるかと思いますが、ぜひまた要望に応じていただき、実現していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

4番、健康づくりについて申し上げます。町民の皆さんから朝の告知放送でラジオ体操の曲を流してほしいとの強い要望がありました。年を重ねるごとに体のあちこちが硬くなります。また、心がけて自分でできる運動をしようと思っても、なかなか続けてできないものです。このラジオ体操をすることにより、常に動かさない筋肉を動かすことができ、体には大変よくて、気分のリフレッシュや転倒予防などにもつながっていきます。毎日流れてくることで、健康についての気づきにもつながると思っております。そして、曲を聞けば、大方の皆さん

が知っておられるラジオ体操ではないでしょうか。朝の告知放送で、ラジオ体操の曲を流してはどうかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町民の健康づくりの観点から、ラジオ体操の曲をケーブルテレビ告知放送で流すことも可能ではございますが、1日の放送量、放送内容などから、十分検討してまいりたいと、まず考えております。なお、ケーブルテレビの京丹波ウィークの中で、年間を通して、健康づくりのためのコーナーを設けております。健康づくりのための体操につきましては、町長と語るつどいなどでもご提案いただいております。10月から転倒予防のための基本的な体力や筋力強化を目指した「なんたん元気づくり体操」を放映する予定にしております。皆で簡単にできる元気づくりのための体操ですので、今後もケーブルテレビや高齢者サロンを通じ、普及してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） 今、町長さんにお答えいただきましたが、ケーブルテレビのほうで放映していただくことをお聞きいたしまして、ちょっと今気がついたんですが、ケーブルテレビの番組、いつに何があるかということは京都新聞の土曜日版にありますということで、私聞かせてもらったなら、それで書面ではわかることができるんですが、京都新聞も取っておられない方やら、いろいろとあるとあると思いますので、大体わかれば紙面にして町民さんに届けられるような告知もしていただけたらうれしいと思いますので、そのほうもまた検討していただけたらうれしいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討はしてまいります。

○議長（西山和樹君） 森田幸子君。

○5番（森田幸子君） よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可いたします。

3番、篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。

通告に従いまして、平成23年第3回定例会における私の一般質問を行います。

質問事項につきましては、再生可能エネルギーの推進等について、2つ目は保育所・幼稚園庭、小学校グラウンドの芝生化について、3点目、町営バスの運賃半額社会実験の実施に

ついて、町指定文化財天然記念物の案内板設置等について、須知高校生の通学路の安全対策について、蒲生野中学校スクールバスの運行路線変更についての、この6点につきましてお聞きをいたします。

1点目でございますが、再生可能エネルギーの推進等についてお聞きをいたします。

東京電力福島第一原発事故に端を発する電力不足を機に、太陽光などの自然エネルギーの拡大に注目が集まっております。エネルギー政策は国任せではなく、自然エネルギーの推進に地方自治体が積極的にかかわる時代に入ってきたと考えられます。国交省の有識者委員会では、地域の特性に応じた自然エネルギーの地産地消を進めることが有効であると提言をいたしております。本町に潜在するエネルギーを本町で利用する、自立分散型の電力システムを構築することが、安心と活力に満ちたまちづくりの推進力となります。この地産地消の自立分散型の電力システム構築が実現すれば、本町は昭和20年代のようにぎわいを取り戻すことができると考えております。なぜなら昭和30年代から今日まで人口が減少し過疎化した理由の一つとして、今、本町が有していた木質エネルギーから化石エネルギーに移行したことが挙げられます。化石エネルギーは、石油があと41.6年、天然ガスがあと60.3年、石炭があと133年で、資源が枯渇すると予測をされております。都市でエネルギーのないところに人は住めなくなり、エネルギーのあるところに人は集まってまいります。自然エネルギーが豊富な本町が復権する大きなチャンスが到来したと言えます。本町に潜在する水力、風力、太陽光の自然エネルギーや、間伐材などの木質バイオマスの活用を一層推進するために、（仮称）京丹波町地域新エネルギービジョンを策定するお考えはないかお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えしてまいります。

本町においては、平成22年度からの住宅用太陽光発電システムの設置補助制度や今年度実証実験として行う木質バイオマスを活用したウッドボイラーの導入など自然エネルギーの推進に取り組んでいるところでございます。当面は京丹波町地域新エネルギービジョンの策定については予定をしておりますが、今後のまちづくりの重要な柱の一つとして、町民の皆様の安心や地域の活性化にもつながる自然エネルギー推進施策となるよう、その中身についてさまざまな可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 徳島県神山町では、平成17年から地域新エネルギービジョンを策

定しまして、総務省の平成22年度の「緑の分権改革」推進事業を活用し、小水力発電実証実験などに取り組まれております。

また、長野県飯田市では、平成21年より自然エネルギーの有効活用によるマイクログリッド構想を推進し、一般家庭の太陽光パネル設置の推進とメガソーラーの建設、太陽光発電は累計で2.5メガワット以上になり、全国の自治体ではトップクラスでありまして、また、木質ペレットの製造とストーブやボイラー設備の普及や、小水力発電にも取り組み、エネルギーの地産地消を推進している先進自治体であります。これらの自治体の事業を参考にしまして、新エネルギービジョンを策定する考えはないか再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町地域の新エネルギービジョンについての策定でございますが、今は、考えていませんが、将来は取り組むべきことだと思っております。今、担当課からその他については、答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今、町長の答弁のとおり、具体的なビジョン、策定についての計画は、現在のところ持っておりませんが、個々の事業を通して、太陽光発電ですとか、バイオマスの活用といった事業を通して、これから検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 共同通信社が8月8日から9月2日にかけて実施しました東日本大震災に関する全自治体アンケートの結果が、昨日の京都新聞朝刊6面に掲載をされておりましたが、本町はこのアンケートに回答されたのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、共同通信社が8月8日から9月2日にかけてというふうに書いてありますが、ちょっと手元に残していませんけれども、回答しましたと思います。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 回答されたということですから、そのアンケートの問10の原発事故をきっかけに大規模太陽光発電所メガソーラーを各地に設置する構想が浮上していますがどう思いますか。問11、地元で自然エネルギーによる電力源を開発する場合、どのエネルギーが最も適切だと思いますかとの問いに、どのような回答をされたのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 100%質問に回答しにくい部分がありました。今、問10でご質問を受けたとおり、現時点では誘致する考えはなかったんですが、いわゆる誘致を含めて検討中というふうに解答しました。本当は、現時点では誘致は考えていないんだけど、将来は誘致しないとイケないだろうという意味だったんです。だけれどもそういう回答がなかったもので、誘致を含めて検討中というふうに回答したところです。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 検討するというところで、メガソーラーの回答をされたということでありまして、ソフトバンクの孫正義社長が、自治体と共同で休耕田を活用し、メガソーラーの建設を呼びかけられて、35都道府県が参加する自然エネルギー協議会が設立をされておりますが、本町にはメガソーラーが建設可能な町有地や、活用のめどが立たない土地開発公社先行取得用地は多く抱えていますことから、ソフトバンクの孫正義社長や民間及び電力会社などと協同しまして、メガソーラー建設に最適地と思われる土地開発公社先行取得用地がありますし、その用地にメガソーラーの建設をする考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、全般について、いつも考え方を示していますが、この今の問題で申しますと、再度同じことを申し上げます。現時点では誘致する考えはないんですけれども、変な表現ですが、この回答で言いますと、誘致を含めて検討中というふうに答弁しました。今、聞いてもらっていることで申しますと、本当によそである程度、成功事例をつくってもらって、そして、京丹波町は最初から成功させたいとそういう趣旨でお答えをしております。一番に格好よく名乗りを挙げて、そして、失敗、反対、成功というような段階では、京丹波町1万6,500人の自治体としては、余り賢明な選択ではないというふうに考えているということでもあります。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 都市部ではない本町にある自然エネルギーとしましては、水力と木質バイオマスであります。小水力発電装置は既に実用化されておりまして、京丹後市の駒返しの滝で実際実用化されておりまして、落差5メートル以上で毎秒12リットル以上の水量があれば、1キロワットの発電機の設置が可能です。本町も圃場整備によりまして、数十キロメートルに及ぶ用水路がありまして、それを活用しまして、小水力発電実証実験装置を設置し、普及推進する考えはないかお聞きします。そして、木質バイオマスを活用した火力発電の実証実験が1基で4,500キロワットの大型風力発電が最近はできておりますが、そして、また、風速2メートルからそよ風で、最大2.26キロワットの発電能力のある小

型風力発電装置の設置に向け、調査、研究をする考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） バイオマス、小水力発電等、調査しておりますので、また、担当課から説明させることとします。

議員、今、ご意見いただきました小さい風力の発電、京丹後市で多く実施されているようであります。私、今まではどちらかという大きい失敗している例ばかり頭に浮かんでおったのですが、この小さい風力発電については、検討したいと思います。あるいは、先ほどおっしゃったメガソーラーまでいきませんが、太陽光発電について、丹波マークスが例なんです、やらないかという提案をある企業からいただきました。丹波マークスではできないと言ったら、非常にこういうことも初めて知ったのですが、ここは日照時間が長くて、効率のよい地域になっていますと。したがって、できたらうちに貸してくれたらしたいんだけどという話で、それなら使ってもらったら結構ですという会話がありました。そんなことを一つの知識として、今思っていますのは、ご意見いただいたとおり、一般的に言う塩漬け土を多く所有しているわけで、その活用の一つの手段かなというふうには考えております。

以上でございます。

残余については、担当課から答弁させます。説明させますので。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） お尋ねでございました小水力発電とか、木質バイオマス、また風力発電に関係します研究でございますけれども、平成22年度に緑の分権命の里推進事業におきまして、小規模の水力発電と木質バイオマスに係ります調査を行ったところでございます。

小規模水力発電におきましては、旧和知地域の河川、用水路、砂防堤などから75カ所の候補地を選びまして、流量とか落差とかを実測されたわけですがけれども、実際に対象地域の流量が少なく、すぐに利用の可能性が高い地域ということには至りませんでした。

木質バイオマスにつきましては、本町には間伐材など豊富なバイオマス資源がたくさんございますので、今後、現在未利用となっております間伐材の利用を増やすという意味からもその可能性を研究することとして、本年度ウッドボイラーの導入などが取り組まれているところでございます。

風力発電につきましては、調査もできておりませんし、データも持ち合わせておりませんが、研究費用の課題もございまして、本町の自然条件に適した自然エネルギーの検討等については、今後、また検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 2点目は、保育所・幼稚園庭、小学校グラウンドの芝生化についてお聞きをいたします。保育所と幼稚園庭、小学校グラウンドの芝生化については、幼児や児童、生徒の安全、健やかに成長できる環境の整備とヒートアイランド現象の緩和などを目的として、全国的に校庭の芝生化が進んでおります。その理由としましては、ティフトン芝をポットで育てた苗を移植する鳥取方式により、低コストが実現したことにあります。そして、日本サッカー協会の社会貢献活動として、芝生のポット苗を無償で提供する芝生化推進事業があります。これらの事業も活用しながら保育所・幼稚園庭、小学校グラウンドの芝生化に取り組む考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育所の園庭の芝生化についてでございますが、本町保育所におきましても、新しいみずほ保育所及びわちエンジェルでは1歳児から2歳児室の前庭について、一部芝生化を実施いたしております。現在の子どもたちは、アスファルト舗装を歩くことが多くて、園庭の土の感触も子どもたちの足には大切と考えており、芝と土との両面を活用しているのが現状で、子どもたちにとってよりよい環境ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） グラウンドの芝生化についてのご質問でございますけれども、幼稚園、あるいは小・中学校のグラウンドの芝生化につきましては、さまざまな取り組み事例から、教育面では、子どもたちが安全に元気に遊んだり運動ができることで、心や身体による影響を与え、豊かな情操をはぐくむことができることや、あるいは環境保全上の効果など、教育環境にも活用できるなど、さまざまなメリットがあるというように言われております。しかし、植えつけ範囲など競技によりましては、一部支障が生じたりする例もあるようです。

また、管理運営面では雨による水たまりが防げたり、あるいは乾燥時の砂ぼこり対策としても有効であると言われております。

一方、定期的な除草や芝刈り、散水などの維持管理に年間を通じて、相当な労力を必要とすることから芝生化を断念した例もあるように聞いております。整備するイニシャルコストにつきましては、補助金やご提示いただいた事業採択、また低コストで実現可能といえる鳥取方式など、整備を促進する環境が整いつつあると考えているところでございますが、本町のグラウンドにつきましては、学校の使用だけでなく、社会体育グラウンドとしての開放を

行っておりまして、芝生化後は天候不順やあるいは維持修繕、養生期間と年間を通じ、かなりの使用制限が必要であったり、あるいは整備後の維持管理を行う方法や体制づくりなど多くの課題も有していると思っております、いましばらく、この件につきましては、研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 校庭や園庭を芝生化した場合、どのようなメリットが生まれてきたかと言いますと、まず1点目は、集団で外遊びをする子どもが増えまして、外遊びが好きになると。2点目は活発な運動が増えまして体力がアップする。3点目は思い切って走り回ることによってストレスが発散でき、緑の芝生が目にも優しいことから、精神的にも安定すると言われてまして、いじめが減ったという例もあるようでございまして、4点目は運動量が増えることでよく食べ、よく眠るという生活習慣が改善されたと、また、先ほどもありましたが、砂ぼこりの発散防止、地温上昇防止、景観の美化などの効果があるというような報告もございまずことから、再度、この取り組みにつきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど議員がおっしゃりましたように、芝生化につきましては、大きないろいろな成果があるというふうに思っております。しかしながら、先ほど少し触れましたように本町のグラウンドにつきましては、学校だけではなく、社会体育方面でも広く開放もしておりまして、それぞれの使う内容、サッカーであるとか野球であるとかソフトとか、いろいろな種目もございまして、なかなかそのあたり、全面芝生というのも非常に難しいところでございます。それぞれ、学校現場、あるいは幼稚園の現場のほうからも余り積極的な意見は聞いておりませんので、今後の課題として考えさせていただいたらと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 私も、全面的に芝生にしたらどうかということは言っていないので、そんなことを質問していませんので。例えば、野球の内野部分とか、ソフトボールの内野部分、そういうところとか、100メートルの走路とか、そういうところはおいておいて、フィールドだけ、中だけするとか、というようなことも今後検討されてはどうかというように思っております。日本サッカー協会のこの芝生化推進事業で、丹波サッカースクールが本年度実勢地内のホームサッカーグラウンドで、芝生化に取り組まれまして、10月1日に芝生グラウンドのオープンをされると聞いております。埋め込み時の労力と芝生の管理体制が

できましたら、簡単な事業でございまして、丹波サッカースクールグラウンドを参考にして、保育所・幼稚園庭、小学校グラウンドの芝生化に取り組まれる考えはないか再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど全面ということでは言わせていただきましたけれども、グラウンドをそれぞれのいろいろな団体が共有して使うということで、実際に芝生化することにつきましてはいろいろとそういった課題も多くあろうかというふうに思っております。そういうことで、幼稚園・小・中学校、それぞれ学校の管理でもございますので、現場の学校の先生方のご意見も聞きながら、今後研究させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 3点目は、町営バスの運賃半額社会実験の実施についてお聞きをいたします。町営バスの運賃半額社会実験につきましては、過去に1カ月間のみ実施された経過がございまして、乗客数は顕著に増加しなかったことなどの理由によりまして、それ以降は実施をされておられません。乗客がこの少ない大きな原因は往復最高800円の運賃にございまして、運賃を半額にして乗客数を増やすことは、地域間の交流や町内商工の活性化等につながるわけでありますので、運賃半額の社会実験を一定期間実施される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の町営バスの料金体系は、適正な料金であると思っておりますが、一人でも多くの皆さんにご利用いただき、みんなで支え合って運行すべきものと考えております。8月26日には京丹波町交通手段確保に関する懇話会から新しい交通体系等についてのご意見もいただいたところでございます。提出いただきました意見書に基づきまして、今後の生活交通のあり方とデマンド交通を含めた新しいサービスを構築していく中で、料金の問題についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 平成22年度の事業報告によりますと、一般乗客数は3万8,923人と、前年度に比べまして1,967人増加しておりますが、この増加した要因は土曜日運行の実施により、運行日数が増加したことによるものではないかと考えております。1日1路線当たり平均12人の乗客数というようなデータがございまして、この1便当たりにし

ますと大体五、六人走っていますので、一人か二人とこういうことになるわけでありまして、これでは運行してももったいないなという思いがいたしますし、料金を半額に引き下げずに利用者数を増やす方策が何かほかにあるのかということをお聞きいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 方策が具体的にありません。持ち合わせておりません。とにかく現状の収入の中で社会実験をしたり、路線のさらなる利便性の向上とかそういうことをしていきたいという趣旨でございます。したがって、平成21年でしたか、1カ月だけでですけど社会実験したと、ああいう方法は考えていないということでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 4点目は、町指定文化財天然記念物の案内板等の設置についてお聞きをいたします。

町指定文化財のこの天然記念物として、平成22年2月に7件追加指定されまして、合計9件指定されていると思っております。全部現地で確認をいたしました。いずれも巨木で樹齢400年以上、幹の回りが7メートルを超えるものもありまして、大変立派な天然記念物ばかりであります。しかし、天然記念物の案内板があるのは、旧和知町が作成しました「七色の木」だけあります。他の8件の天然記念物は、案内板が全くありませんし、「七色の木」と「吉田龍雄家のカヤ」以外の7件の天然記念物は、社・寺院にありますから、何とかたどり着きましたが、そこで天然記念物の表示がされているのが仏主の「七色の木」と祥雲寺の「霊木の檜」、2本ですね、これは。八幡宮の「鎮守の古木」の3件でありました。八幡宮の「鎮守の古木」以外は、今の町教育委員会が設置した表示板ではないと思います。しかも、この「鎮守の古木」の表示板は地面に落下したままでありまして、そうして町の指定文化財の、これ文化財に指定されているわけでありまして、町指定文化財の表示が「鎮守の古木」以外の8件はないという状況でありまして、どれが天然記念物かなと見分けるのには「京都の自然200選」の表示でやっとわかるものがあつたということで、そうして由来などの説明は、「七色の木」、「ご神木大杉」、「鎮守の古木」、「霊木の檜」の4件でほかの5件は設置をされておられません。「坂原阿上三所神社の4大巨木」は、4本とも巨木ばかりで、どれがどの天然記念物かさっぱりわからないということで、また「岩山神社の杉」であります。現地に行きましても神社の回りが、スギばかりで表示がないとどれが天然記念物であるかということは、なかなか確認ができないという状況でありまして、この「岩山神社の杉」につきましても、7月4日に曾根集会所で開催されました町長と語るついで町民の方から要望があつたと聞いておりますが、ほかの7件について早急に道順の案内

板と由来との表示板とを設置すべきではないかということについてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 町が指定しております天然記念物は、仏主の「七色の木」を初め、先ほどご指摘いただいておりますとおり、9つございます。いずれも樹齢200年、300年、あるいは400年を超えるという巨木で、地元住民の皆様から大切に保存、保護されてきたものと思っております。議員ご質問のとおり、町指定文化財は天然記念物の案内板や由来等の表示板について、ほとんどが未設置となっているところがございます。案内板や由来等の表示は管理、保存上にも必要と考えておりますので、合わせて重要な文化財の保護、保全の啓発にも資するというふうに考えますので、至急検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 設置はしたいと、案内板も表示板もしたいということのご回答でございます。それで、そこまでは決まっていらないかと思いますが、どのような位置に案内板を設置し、天然記念物の表示説明はどのようなものを考えておられるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ、この天然記念物につきましては、簡単に国道から入れるところとか、先ほどおっしゃいましたように、「岩山神社の杉」につきましては、相当奥に入って行かなくてはいけないようなところもございます。それぞれ、場所なり、あるいはそこまで行く道等も考えさせていただきまして、どういう案内板が適当なのか、それぞれ、地元の皆さんとも相談しながら決めさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 「七色の木」ですが、周囲がスギなどの樹木に覆われまして、日陰になっておりまして、このまま放置すれば枯れてしまうのではないかなというようなことも考えられますが、今後どのような保護をされるのかお聞きをします。また、「七色の木」以外の8つの天然記念物の中にも、幹が空洞になっているものもありましたり、今後どのような町指定文化財としての保護を考えておられるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ、この天然記念物におきましては、既に中にコンクリートを入れまして、保護しているものもございます。また十分調査をさせていただきまして、専門的な見地からどういった保護が一番いいのか、研究もさせていただきまして、計画的にそういう大事な巨木の保護につきましては、考えてまいりたいというように思っております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） この天然記念物7件を文化財として、追加指定された後方に開発等で失われていく自然が多い中、町として大切に次の世代に残していきたいと、こういう目的で指定をされたわけでありますから、当然これは放置していたのでは保護をしていかないといけないと思いますので、その保護について、早急に対応をしていただきたいというように思います。

次に、「七色の木」以外の天然記念物を町のホームページに掲載すべきではないかということについてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 確かに、議員ご指摘のとおり、現在町のホームページを開きますと「七色の木」のみが天然記念物としてホームページにアップされております。あとの部分につきましては、早急にアップをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） ホームページの「七色の木」のマップであります。あのマップでは土地勘のある人は別ですが、ほとんどの人が現地に到着できないと思われまして、私は事前に道順を聞いておりましたので、橋を二つ渡った奥だということで行けましたが、やはり道順を詳しく示したマップに変更される考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 議員ご指摘のとおり、確かに地図を見れば行けるといふようなそういう地図が一緒につけることは大事だと思いますので、十分参考にさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 町指定文化財にも指定されました天然記念物は、大きな観光資源に

もなると考えられますので、ホームページ以外でのPRも考えておられないのか再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 確かに今、ご指摘のとおり、こういった天然記念物というのは、広く町民の皆さん方に知っていただき、また見ていただいて、そしてそういった大きな巨木から受けるいろいろな精神的なもの、また心の豊かさというのも感じられると思いますので、今後いろんな啓発の仕方、広報の仕方はあると思いますので、研究させていただいてしっかり天然記念物の啓発には努めさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 次に、天然記念物に指定されています「岩山神社の杉」へ行く道路です。町道高岡塩田線であります但未舗装でありまして、舗装改良すべきではないかというように思いますがその点についてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道の舗装改良につきましては、総合計画などにに基づき整備を進めております。また、修繕につきましては、各集落から多くの要望を受けており、危険な箇所や生活に支障を来す箇所を判断しまして、予算の範囲内において優先順位をつけて実施いたしております。

町道高岡塩田線の該当します箇所につきましては、緊急度及び効果等を考慮した上で判断していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） それと、「七色の木」への進入路もその奥のほうに天然記念物があると思われるような道ではないわけです。左側が谷川でありまして、転落防止のさくを設置するなど道路の整備をされる考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よく調査しまして、それ相応の措置をしたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 第5点目であります、須知高校生の通学路の安全対策についてお聞きをいたします。

須知高校生の通学路となっております国道27号下山バイパスは照明がない区間がありまし

て、夜間の下校時が非常に危険な状況にあります。特に富田長野から町水道施設入り口までの700メートルは、橋梁でありまして、何かあったら場合に避難ができないという状況になります。そしてガソリンスタンドの照明が消えますと真っ暗やみになってしまうわけでありまして、須知高校を存続させるためには、生徒数を増やすということが最も重要でありまして、その対策として、通学バスの増便とか、通学費補助などに取り組まれておりますが、通学路の安全対策も重要であります。このことについては昨年11月1日に上豊田の住民センターで開催されました町長と語るつどいで町民の方が要望をされましたが、本年5月になっても国交省に要望がされていなかったということから、今年また8月19日に富田公民館で開催された町長と語るつどいで、再度その経過の説明と要望をされたのが経緯でございます。町民の方にすれば、要望したらあしたにでもすぐに関係機関に要望してもらえんと思っておられますし、この須知高校生の通学路の安全対策を図ることが生徒の増加につながると考えられますので、国交省から道路照明の設置の回答が来ていないのであれば、防犯灯などの照明を町が占用許可をとり、早急に設置すべきではないかということでお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国道27号下山バイパスの橋梁区間を含む歩道照明につきましては、国土交通省へ要望をいたしております。自転車歩行者道が整備されており、夜間の通行に際して危険な段差等も見られないため、設置は困難との見解ではございますが、引き続き要望していくことといたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） 国道27号バイパスにつきましては、開通して間もない道路でございますし、道路照明が必要な箇所であれば、整備に合わせて設置されているはずでありますし、その部分に道路照明を国交省に要望してもこれは90%以上設置できないと考えるのが常識でありまして、設置される見込みがないのに要望をしているというのはパフォーマンスにすぎないのではないかなというように思いますし、ほかのこのルートで本年5月にこの部分の照明を要望いたしましたが、国交省からは照明の設置は、自治体の仕事であり、国交省では設置できないという旨の明確な回答もされているところでありますので、このような状況でありますから、町が照明を設置する方向で取り組む以外に実現しないのではないかと考えますので再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　　そういう今ご意見いただいた面もでございます。国土交通省はそういう防犯的な段差等もないし、確かに危険でないという判断のもとに要望を今、受け入れてくれないんですが、町としましては引き続き要望をしていくということでもあります。なお、防犯灯の設置については、おっしゃったとおりですが、町の補助等を活用して、地元区において設置することが可能なのでございますが、橋梁区間においては道路占用許可が必要となることから、占用物が通行者にとって障害となることが想定されるため、またこのことも実現が難しいということで、今、協議をいろいろしているというふうにご理解いただけたらうれしいです。要望はパフォーマンスではなしに、一生懸命しておりますのでそのようにご理解いただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君）　　篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君）　　6点目でございますが、蒲生野中学校のスクールバスの運行路線の変更についてお聞きをいたします。

蒲生野中学校スクールバス下山方面の運行路線で、グリーンハイツの生徒につきましては、旧国道、府道のグリーンハイツ前の停留所まで、今、徒歩通学をしているということでありまして、不審者対策とか冬期路面の凍結、下校時に暗くなる時期もあることから、通学路の安全対策上、グリーンハイツ内で乗降をする路線に変更をする考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議町（西山和樹君）　　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　　現在、グリーンハイツ内の中学生は、確かに丹波和知線を利用いただいているところであります。最寄りのバス停としてはグリーンハイツ前から乗降いただいているんですが、子どもたちの安心安全の面からも今後検討していかなければならない問題であると認識しているところであります。現行の路線を変更することにより、グリーンハイツ内を走行することは可能でございますが、関係機関と十分協議してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（西山和樹君）　　篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君）　　国道27号バイパスは蕨、尾長野の集落の中も通っておりますことから、下山方面の中学校のスクールバス運行路線の抜本的な検討をされる考えはないか再度お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君）　　朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君）　　先ほど、ご指摘をいただいております箇所につきましては、ご指摘

のとおり、冬期における路面凍結等の日には、最善の注意を払うように学校からも注意をしているところでございますとともに、また、学校職員やPTAの地域委員さんの皆様により、立哨指導を行うなど生徒の安全確保にご協力をいただいているところでございます。グリーンハイツ前のバス停利用者は、現在30名ということで聞いておりますけれども、今後路線変更につきましては、先ほど、町長からの回答もありましたとおり、担当課と十分協議をしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚信太郎君。

○3番（篠塚信太郎君） これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明日16日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 梅原好範